【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年10月9日
【計算期間】	第2期　（自　平成26年7月11日　至　平成27年7月10日）
【ファンド名】	ＵＢＳ公益・金融社債ファンド（年１回決算型・為替ヘッジあり）
【発行者名】	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三木　桂一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファースト スクエア
【事務連絡者氏名】	佐井　経堂
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03-5293-3667
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的
ＵＢＳ公益・金融社債マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、主として世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

②信託金限度額
1兆円を上限とします。
ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

ファンドは、一般社団法人 投資信託協会の定める商品分類のうち追加型／内外／債券に属します。
以下、同協会の定める商品分類・属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

＜商品分類表＞

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

※商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
内外	組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の資産を源泉とする
債券	組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする

＜属性区分表＞

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型 中小型 債券 一般 公債 社債 その他債券 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（債券　社債）） 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	グローバル（含む日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （フルヘッジ） なし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
その他資産（投資信託証券（債券　社債））（注）	投資信託証券に主として投資するもののうち、当該投資信託証券への投資を通じて、企業等が発行する社債に主として投資するもの
年1回	年1回決算する
グローバル（含む日本）	組入資産による投資収益が世界（含む日本）の資産を源泉とする
ファミリーファンド	親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資する
あり（為替ヘッジ）	為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもの

（注）前記の商品分類表においては投資対象資産を「債券」としておりますが、当ファンドはファミリーファンド方式による投資を行いますので、属性区分表における投資対象資産は「その他資産（投資信託証券）」としております。

上記において使用しない商品分類および属性区分の定義については一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp）をご覧下さい。

④ファンドの特色

1．日本を含む世界の投資適格※の「公益・金融」企業の発行する社債を実質的な投資対象とします。

・当ファンドが投資対象とするマザーファンドの運用は、UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドが行います。

※当ファンドが投資対象とするマザーファンドは、BB格相当以下の銘柄の購入は行いませんが、購入後の格下げ等を理由に一部、BB格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合もあります。

◎「公益・金融」企業の魅力

・「公益・金融」企業とは、私たちの社会基盤となる、生活に不可欠な公共サービスを提供する企業です。
・「公益・金融」企業は、収益が長期的に安定しており、財務基盤が比較的しっかりしています。
・「公益・金融」企業が発行する社債には、信用力(格付)が高いものが多く存在します。

電力、水道など　携帯電話など　石油など　鉄道・海運・空運など　銀行・保険など

当ファンドの「公益」とは…電力・水道などに加え、通信・エネルギー・運輸も、生活に不可欠な公共サービスを提供する業種として「公益」と考えます。

■投資環境が変わる中にあっても、「公益・金融」サービスの必要性は変わりません。

2．原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

・当ファンドは、実質的に投資を行う外貨建資産について、原則、対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。

3．年1回決算を行います。

・毎年7月10日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。収益分配金は、市況動向等を勘案して委託会社が決定しますが、分配を行わない場合もあります。

◎運用プロセス

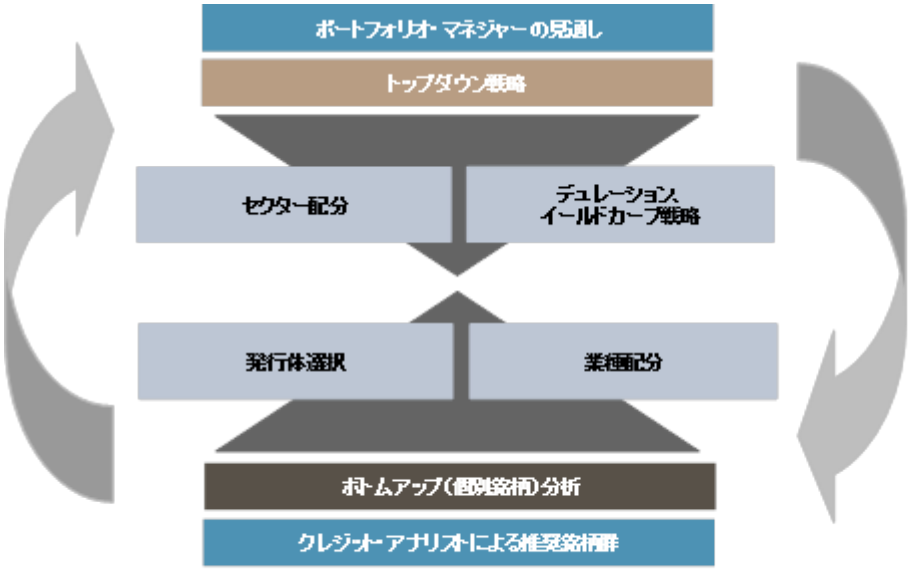

（2015 年 7 月末日現在）

◎当ファンドの仕組み

［ファミリーファンド方式について］

当ファンドは「UBS公益・金融社債マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。「ファミリーファンド方式」とは、投資者がその資金をベビーファンドに投資し、ベビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

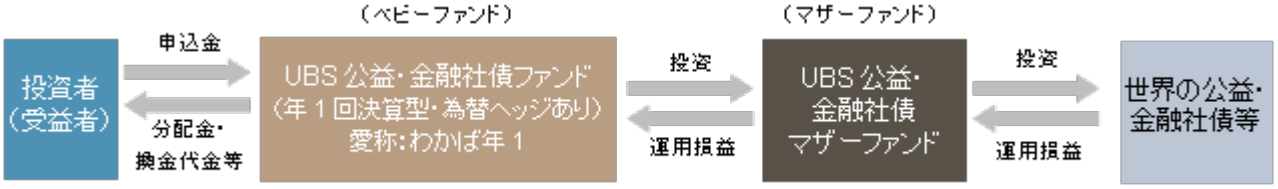

※マザーファンドの運用にあたっては、UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

・委託先名称：UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド　（UBS Global Asset Management (UK) Ltd）

・委託の内容：有価証券等および通貨の運用

◎主な投資制限

・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券等に限るものとします。
・投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
・デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

◎分配方針

毎決算時（毎年7月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）と売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。

・ 収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
・ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

・UBSグループについて

◆ UBSグループは、スイスを本拠地として、およそ50カ国の世界の主要都市にオフィスを配し、約60,000名の従業員を擁する総合金融機関です。グローバルにプライベート・バンキング、資産運用、投資銀行業務などを展開しています。（2015年6月末現在）

◆ UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループは、UBSグループの資産運用部門として、世界24カ国に約2,400名の従業員を擁し、約85兆円の資産を運用するグローバルな資産運用グループです。（2015年6月末現在）

(2)【ファンドの沿革】

平成25年11月15日　信託契約締結、設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

①　ファンド運営の仕組み

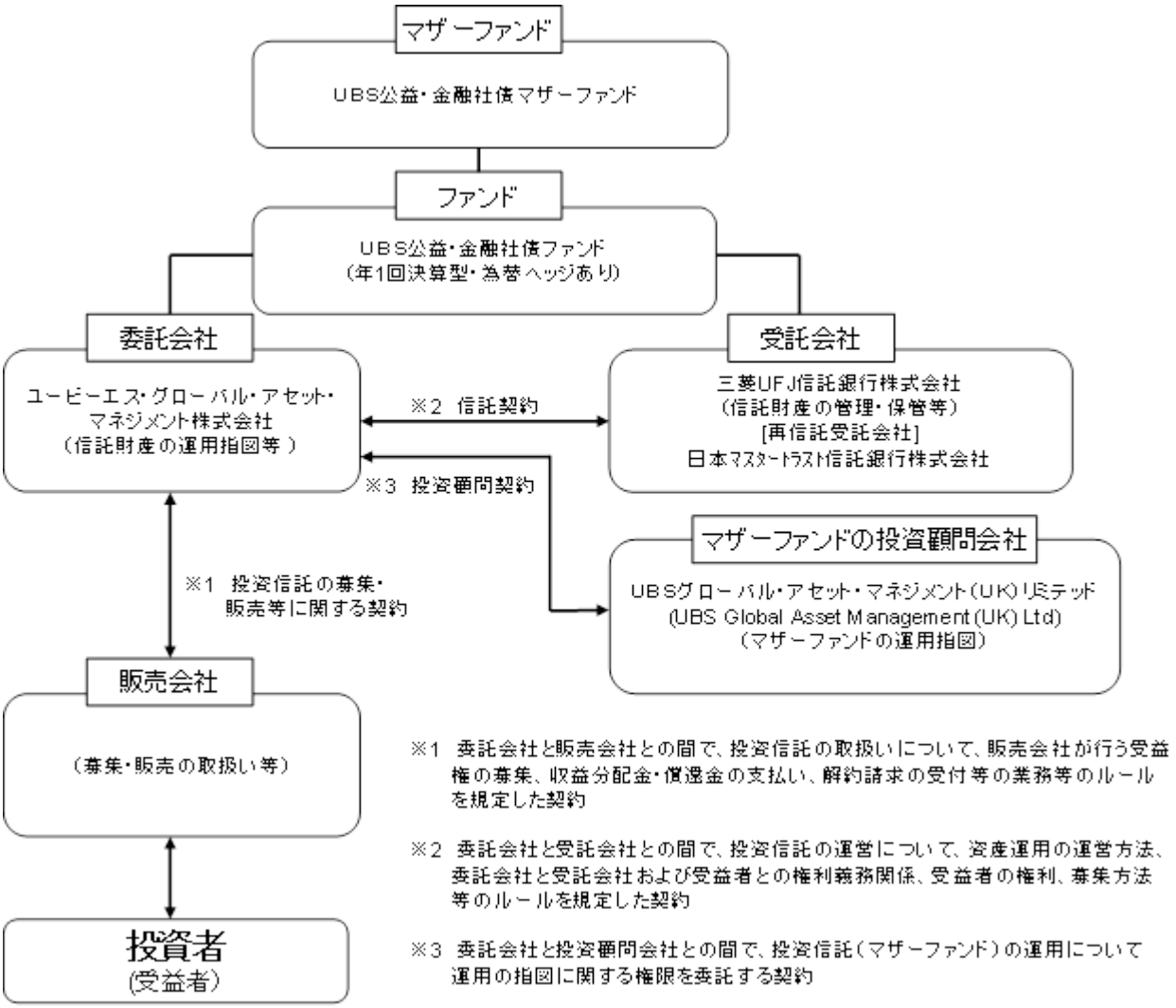

■　当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

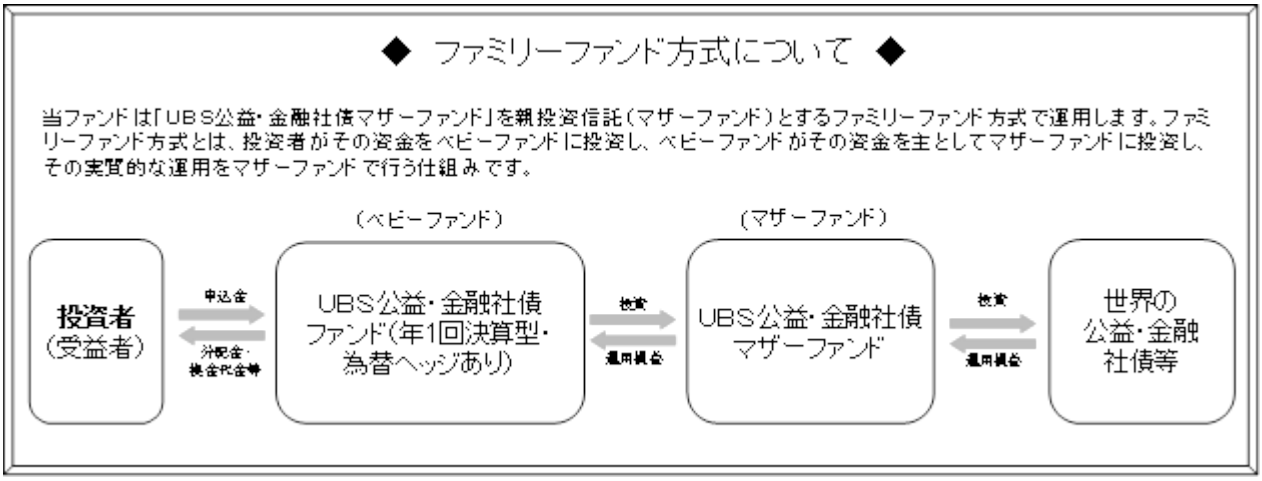

※マザーファンドの運用にあたっては、UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

・ 委託先名称：UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド
（UBS Global Asset Management (UK) Ltd）

・ 委託の内容：有価証券等および通貨の運用

②委託会社の概況（平成27年7月末日現在）

1）資本金
22億円

2）沿革

平成 8年4月 1日	ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
平成10年4月28日	ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
平成12年7月 1日	ユービーエス・ブリンソン投資顧問株式会社と合併し、ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成14年4月 8日	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

3）大株主の状況

株　主　名	住　　所	持株数	持株比率
ユービーエス・エイ・ジー	スイス国 バーゼル市 CH-4051 エーシェンフォルシュタット 1 スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600株	100.00%

２【投資方針】

(1)【投資方針】

ＵＢＳ公益・金融社債マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

① マザーファンドへの投資を通じて、主として世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券に投資を行います。ただし、マザーファンドは、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。
② マザーファンドを通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付け機関よりBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。
③ 実質外貨建資産については、原則として対円でヘッジすることにより為替変動リスクの低減を図ります。
④ 信託財産のリスク軽減、流動性確保のため、先物取引、オプション、スワップ等のデリバティブ取引を行うことがあります。
⑤ マザーファンドの組入れについては、高位を維持することを基本とします。
⑥ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

[投資対象とする資産の種類]

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

（１）特定資産
　イ．有価証券
　ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、後記「（5）投資制限　⑤」に掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
　ハ.約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
　ニ.金銭債権
（２）特定資産以外の資産
　イ.為替手形

[有価証券]

委託会社は、信託金を、主としてユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるＵＢＳ公益・金融社債マザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券等
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第１項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. コマーシャル・ペーパー

9．　外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
11．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
12．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
13．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
14．外国法人が発行する譲渡性預金証書
15．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
16．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1の証券および9の証券または証書のうち1の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2から7までの証券および9の証券または証書のうち2から7までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、10および11の証券を以下「投資信託証券」といいます。

[金融商品]

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1.預金
2.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3.コール・ローン
4.手形割引市場において売買される手形
5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6.外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの

[金融商品による運用の特例]

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の金融商品により運用することの指図ができます。

[その他の投資対象]

先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引・為替先渡取引・直物為替先渡取引、有価証券の貸付、外国為替予約取引、資金の借入れ等の指図を行うことができます。
詳しくは、後記「（5）投資制限」をご覧ください。

(3)【運用体制】

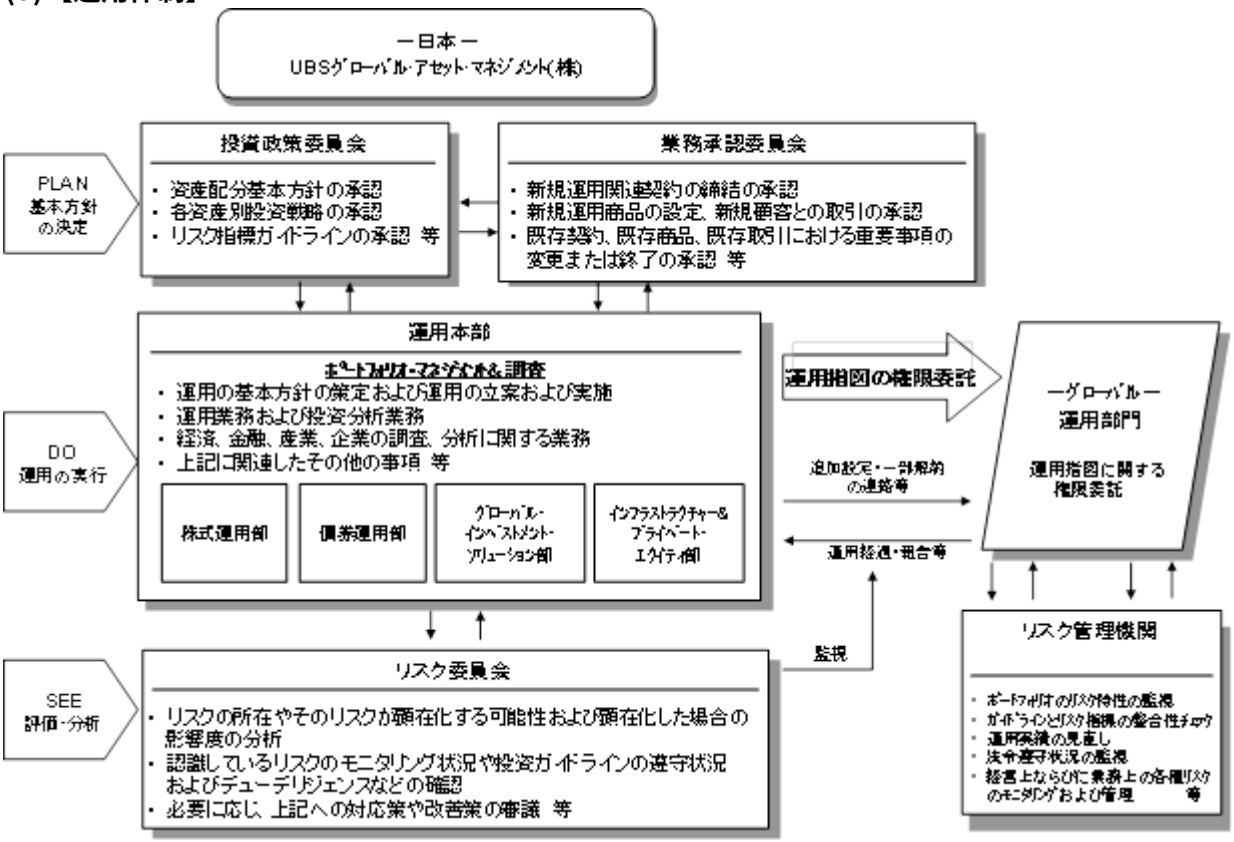

※上記の体制は今後変更される場合があります。　　（平成27年7月末日現在）

＜運用体制に関する社内規則等およびファンドに関係する法人等の管理＞

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

＜内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織＞

投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品本部長が招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品本部長、リーガル＆コンプライアンス部長、リスク管

理部長、経理部長等、またはその代理の8～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてチーフ・アドミニストレイティブ・オフィサーまたはリスク管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、リスク管理部長、リーガル＆コンプライアンス部長、運用本部長、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、商品本部長、管理本部長、経理部長等の10名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

(4)【分配方針】

毎決算時（毎年7月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）と売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。

③ 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。
なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引後、無手数料で再投資できますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

[信託約款による投資制限]

① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券等に限るものとします。

② 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑤ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

（先物取引等の指図）

・委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

・委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

・委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ニおよび28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）等を行うことの指図をすることができます。

（金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図）

・委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

・前記「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

・前記「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息

とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

・前記の「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

⑥ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑦ その他の投資制限

（有価証券の貸付の指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（為替予約取引の指図）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他資産をいいます。）とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（資金の借入れの指図）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金の手当て（一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払い資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（信用取引の指図）

信用取引は行いません。

[法令による投資制限]

同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

ＵＢＳ公益・金融社債マザーファンドの概要

投資方針	① 主として世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券に投資を行います。ただし、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。 ② 公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関よりBBB-/Baa3以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。 ③ 外貨建資産については、原則として円に対する為替ヘッジを行いません。 ④ 信託財産のリスク軽減、流動性確保のため、先物取引、オプション、スワップ等のデリバティブ取引を行うことがあります。 ⑤ ＵＢＳグローバル・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。 ⑥ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資対象	主として世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券に投資を行います。
主な投資制限	① 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券等に限るものとします。 ② 投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ④ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑤ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。 ⑥ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

３【投資リスク】

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券に投資を行いますので、実質組入債券の価格の下落や当該債券の発行体の財務状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。
したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。
ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■ 公社債に関する価格変動リスク
当ファンドは公社債へ投資を行います。公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、公社債の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。
・金利変動リスク
公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向となり、逆に金利が上昇した場合には下落する傾向があります。
・信用リスク
公社債の価格は発行体の信用力の変化によっても変動します。公社債の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行（デフォルト、元利金の支払いが期日までに行われないこと）が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、公社債の価格は大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け、大きく下落することがあります。

■ カントリー・リスク
投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

■ 為替変動リスク
組入資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該組入資産に係る通貨との為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該組入資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。
なお、一部の通貨に対しては先進主要国通貨等の他通貨を用いた代替ヘッジを行うことがあります。その場合、為替ヘッジ効果が得られない可能性や、円と当該他通貨との為替変動の影響を受ける可能性があります。

その他の留意点

■買付および換金申込に係る制限
- 買付または換金の申込日が、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、当該買付または換金のお申込は受付けません。
- 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）に

よる市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、買付および換金のお申込の受付けを中止することおよび既に受付けた当該各お申込を取り消すことがあります。
・ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

■クーリング・オフ
・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■分配金に関する留意点
分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

投資信託に関する一般的なリスク

・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

投資信託に関する一般的な留意事項

・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
・投資信託は金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。
・銀行等の登録金融機関でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

リスク管理体制
委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。
取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。
また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

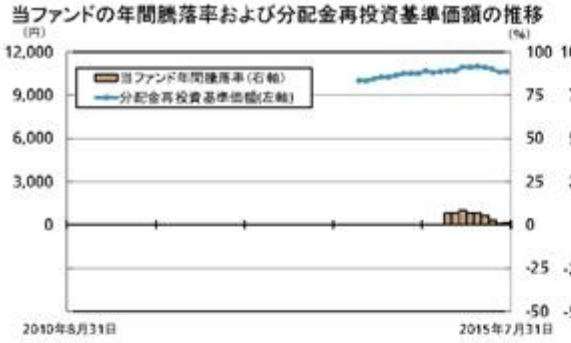

当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

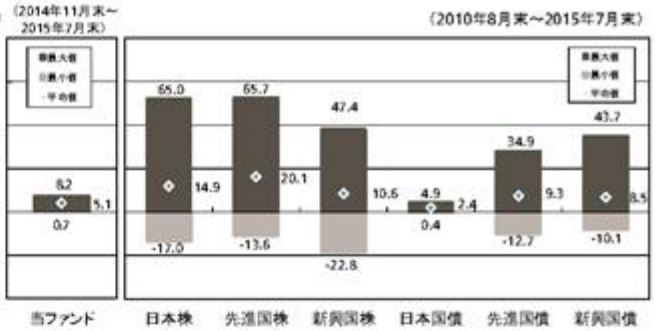

■「当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移」における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したもので、当ファンドの運用の実質的なパフォーマンスを示すことを目的としています。したがって、当ファンドが収益分配を行っている場合には、実際の基準価額の年間騰落率や基準価額の推移とは異なります。

■「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、当ファンドの騰落率については、2014年11月から2015年7月までの各月末、代表的な資産クラスの騰落率については2010年8月から2015年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。

（注1）各資産クラスは当ファンドの投資対象を表しているものではありません。
（注2）当ファンドについては、分配金再投資基準価額の年間騰落率が記載されているため、収益分配が行われている場合には実際の基準価額の年間騰落率とは異なります。
（注3）グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものですが、当ファンドと代表的な資産クラスで対象となる期間が異なることにご注意ください。

■各資産クラスの指数

日本株　　：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株　：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）
新興国株　：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
日本国債　：シティ日本国債インデックス
先進国債　：シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
新興国債　：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）

（注1）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。
（注2）詳細は下記の「指数に関して」をご覧ください。

指数に関して

・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（（株）東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標又は標章に関するすべての権利は（株）東京証券取引所が有しています。なお、本商品は（株）東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、（株）東京証券取引所は、本件商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

・MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）
・MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
MSCIインデックスに関する著作権、およびその他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

・シティ日本国債インデックス
・シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
シティ債券インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。騰落率の数字は、シティ日本国債インデックス・データおよびシティ世界国債インデックス・データに基づき当社が計算したものです。

・JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円換算ベース）
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数です。当指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

４【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.16%（税抜2.00%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ　http://www.ubs.com/japanfunds/
委託会社の電話番号　03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

(2)【換金（解約）手数料】

・換金手数料：　ありません。
・信託財産留保額：　換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し、0.15%を乗じた額。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.134%（税抜年率1.05%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

配分は以下の通りです。（税抜、年率表示）

委託会社	0.50%	委託した資金の運用の対価
販売会社	0.50%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.05%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

※マザーファンドの投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

①信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として信託財産から支弁します。

②売買委託手数料等

組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等および先物取引・オプション取引等に要する費用等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として信託財産から支弁します。

③監査費用

信託財産に関する監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

④その他の諸費用

以下の諸費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、前記③および④の1から6の費用等の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額を、かかる費用等の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る費用等の年率を見直し、これを変更することができます。

前記③および④の1から6の費用等は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用等は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

（注）前記①および②の費用は、マーケット状況、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。
なお、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

①個人の受益者に対する課税

[収益分配時]

収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行なわれ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%（注）および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(配当控除は適用されません)を選択することができます。

[一部解約時および償還時]

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行なわれ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%（注）および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合は、原則として確定申告は不要です。

（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

＜損益通算＞

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能です。

＜平成28年1月1日以降の損益通算＞

平成28年1月1日以降は上記に加え、特定公社債等（注）の譲渡損益および特定公社債等の利子所得も損益通算の対象とすることが可能となります。

（注）「特定公社債等」とは、国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）や公募公社債投資信託などをいいます。

＜少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合＞

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象です。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円（注1）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上（注2）の方で、販売会社で非課税口座（以下「NISA口座」ということがあります。）を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。
なお、NISA口座で公募株式投資信託を購入した場合の分配金の取扱いについては、下記の点にご留意ください。

- NISA口座での投資額が年間100万円（注1）以下の元本から支払われる公募株式投資信託の分配金については非課税となります。また、公募株式投資信託の分配金のうち元本払戻金（特別分配金）に相当する額については、特定口座や一般口座など他の課税口座で管理されても非課税となります。

- 公募株式投資信託の分配金がNISA口座内で再投資される場合、当該再投資額は当初投資元本に加え非課税投資枠に加算されますので、同一元本から発生する分配金再投資であっても、これらの合計額が年間100万円を超える非課税投資枠の利用はできません。

（注1）平成28年分以降の年間限度額は、120万円となります。
（注2）20歳未満の方の未成年者口座であっても、所定の手続きを経て非課税管理勘定を開設した場合には、平成28年4月1日以降に新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当等所得および譲渡所得について、毎年、年間80万円の非課税投資枠の適用を5年間受けることができます（「ジュニアNISA」）。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%（注））の税率で源泉徴収され、法人の受取額となり、地方税の源泉徴収はありません。
なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

■　税金の内容等について、詳しくお知りになりたい場合は、販売会社にお問い合わせください。

③個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
受益者が同一ファンドの受益権を複数回買付した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドを複数の販売会社で買付する場合については各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを買付する場合には当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

④分配金の課税

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
受益者が分配金を受け取る際、
(イ)当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の全額が普通分配金となり、
(ロ)当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜分配金に関するイメージ＞

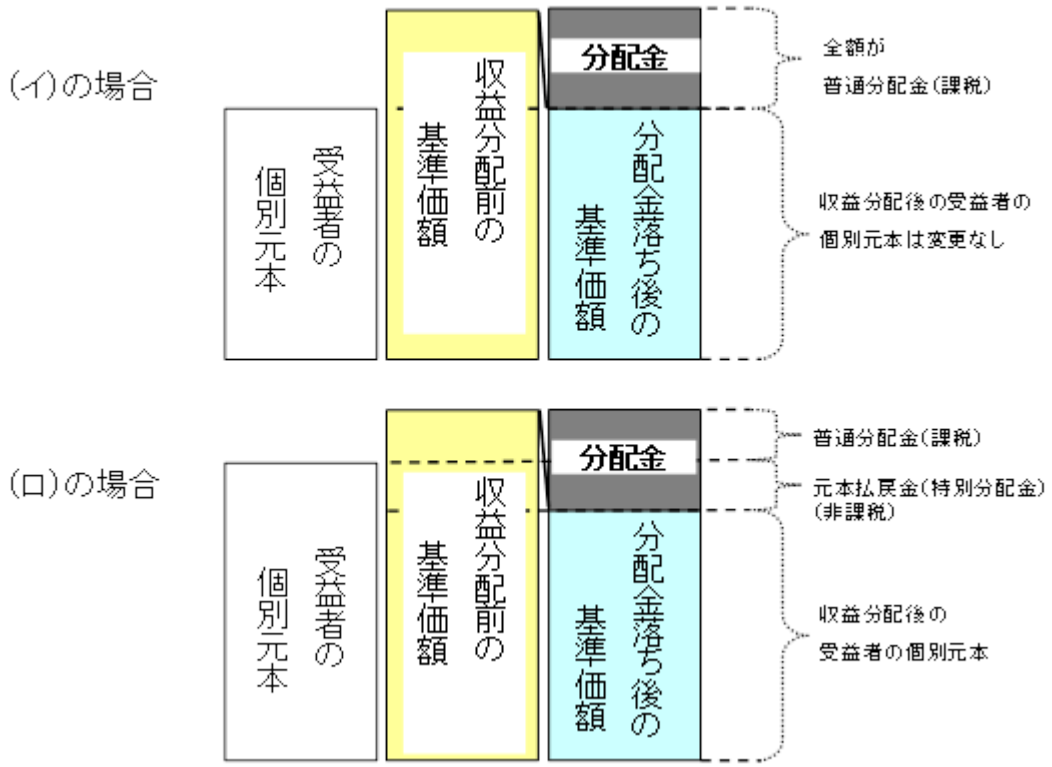

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。
なお、税法等が改正された場合には、前記の内容は変更となる場合があります。

＜参考情報＞

ファンドの費用・税金

［ファンドの費用］

・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に2.16%（税抜2.0%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に、0.15%の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用
保有時	運用管理費用（信託報酬）	日々の純資産総額に年率1.134%（税抜年率1.05%）を乗じて得た額とします。 （運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率） 配分は以下の通りです。（税抜、年率表示） 委託会社 0.50% 委託した資金の運用の対価 販売会社 0.50% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 受託会社 0.05% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価 ※運用管理費用（信託報酬）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※マザーファンドの投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。
	その他の費用・手数料	諸費用（日々の純資産総額に対して上限年率0.1%）として、原則毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用 監査費用 監査法人等に支払うファンド監査に係る費用 印刷費用等 法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用（EDINET含む）等 実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用 売買委託手数料 有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料 保管費用 海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用 ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

［税金］

◎税金は表に記載の時期に適用されます。

◎以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※上記は平成27年7月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円（注1）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上（注2）の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（注1）平成28年分以降の年間限度額は、120万円となります。

（注2）20歳未満の方の未成年者口座であっても、所定の手続きを経て非課税管理勘定を開設した場合には、平成28年4月1日以降に新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当等所得および譲渡所得について、毎年、年間80万円の非課税投資枠の適用を5年間受けることができます（「ジュニアNISA」）。

※法人の場合は上記と異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

（2015年7月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	58,127,801	98.88
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	661,338	1.12
合計（純資産総額）	―	58,789,139	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2015年7月31日現在）

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額単価（円）	帳簿価額金額（円）	評価額単価（円）	評価額金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	ＵＢＳ公益・金融社債マザーファンド	33,755,982	1.6860	56,912,586	1.7220	58,127,801	98.88

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率（2015年7月31日現在）

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	98.88
合計	98.88

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。（2015年7月31日現在）

③【その他投資資産の主要なもの】

（為替予約取引）

（2015年7月31日現在）

資産の種類	通貨	買建／売建	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	ユーロ	買建	2,000.00	271,298	271,480	0.46
為替予約取引	米ドル	売建	302,800.00	37,557,343	37,510,864	△63.81
為替予約取引	カナダ・ドル	売建	21,500.00	2,054,088	2,048,520	△3.48
為替予約取引	ユーロ	売建	92,400.00	12,483,517	12,542,376	△21.33
為替予約取引	イギリス・ポンド	売建	26,000.00	5,027,854	5,019,560	△8.54

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

2015年7月31日および同日１年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （百万円） （分配落）	純資産総額 （百万円） （分配付）	1口当たり純資産額 （円） （分配落）	1口当たり純資産額 （円） （分配付）
第1期計算期間末 (2014年7月10日)	130	130	1.0514	1.0514
第2期計算期間末 (2015年7月10日)	58	58	1.0604	1.0604
2014年7月末日	145	―	1.0523	―
2014年8月末日	151	―	1.0665	―
2014年9月末日	146	―	1.0563	―
2014年10月末日	137	―	1.0643	―
2014年11月末日	138	―	1.0701	―
2014年12月末日	139	―	1.0688	―
2015年1月末日	143	―	1.0973	―
2015年2月末日	146	―	1.0948	―
2015年3月末日	45	―	1.0987	―
2015年4月末日	56	―	1.0918	―
2015年5月末日	60	―	1.0814	―
2015年6月末日	58	―	1.0595	―
2015年7月31日	58	―	1.0634	―

②【分配の推移】

期間	1口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	0.0000
第2期計算期間	0.0000

③【収益率の推移】

期間	収益率(%)
第1期計算期間	5.1
第2期計算期間	0.9

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期計算期間	125,165,069	695,711
第2期計算期間	48,025,810	117,210,087

(注1) 第1期計算期間中の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

(注2) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

（参考）ＵＢＳ公益・金融社債マザーファンド

(1) 投資状況

（2015年7月31日現在）

資産の種類	国または地域	時価合計（円）	投資比率（%）
社債券	アメリカ	16,312,948,676	44.83
	イギリス	3,498,842,046	9.62
	オランダ	3,440,499,518	9.45
	フランス	1,744,564,542	4.79
	カナダ	1,632,920,843	4.49
	オーストラリア	1,619,736,532	4.45
	スペイン	1,387,874,314	3.81
	イタリア	814,019,575	2.24
	ケイマン	658,504,000	1.81
	メキシコ	624,342,845	1.72
	ジャージー	553,229,983	1.52
	フィンランド	446,211,343	1.23
	スイス	335,956,265	0.92
	ノルウェー	236,233,832	0.65
	スウェーデン	215,415,941	0.59
	香港	205,322,618	0.56
	英ヴァージン諸島	166,605,318	0.46
	韓国	144,157,179	0.40
	日本	137,270,081	0.38
	ルクセンブルク	127,337,161	0.35
	アイルランド	121,220,828	0.33
	チェコ	104,247,224	0.29
	デンマーク	89,849,449	0.25
	ベルギー	78,244,943	0.22
	ポルトガル	73,481,475	0.20
	ドイツ	54,102,103	0.15
	小　計	34,823,138,634	95.70
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	－	1,565,673,975	4.30
合計（純資産総額）	－	36,388,812,609	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

（2015年7月31日現在）

国／地域	種類	銘柄名	額面総額	帳簿価額 単価（円）	帳簿価額 金額（円）	評価額 単価（円）	評価額 金額（円）	利率（%）	償還期限	投資比率（%）
アメリカ	社債券	AT&T INC 3%	5,120,000	12,137.37	621,433,652	12,061.30	617,538,677	3	2022/2/15	1.70
アメリカ	社債券	JPMORGAN CHASE 3.2%	4,825,000	12,272.43	592,144,918	12,243.52	590,750,295	3.2	2023/1/25	1.62
アメリカ	社債券	VERIZON COMM INC 6.55%	2,800,000	14,662.01	410,536,330	14,617.18	409,281,144	6.55	2043/9/15	1.12
アメリカ	社債券	MORGAN STANLEY 2.375%	3,260,000	12,419.35	404,871,011	12,343.40	402,395,051	2.375	2019/7/23	1.11
メキシコ	社債券	AMERICA MOVIL SA 3.125%	2,980,000	12,310.72	366,859,514	12,222.28	364,223,986	3.125	2022/7/16	1.00
アメリカ	社債券	DIRECTV HLDGS/FN 5%	2,690,000	13,477.31	362,539,857	13,348.40	359,072,050	5	2021/3/1	0.99
スペイン	社債券	TELEFONICA EMIS 4.797%	2,200,000	14,983.94	329,646,884	15,014.35	330,315,860	4.797	2018/2/21	0.91
オランダ	社債券	DEUTSCHE TEL FIN 6.5%	1,230,000	23,547.25	289,631,271	23,553.06	289,702,650	6.5	2022/4/8	0.80
アメリカ	社債券	NBCUNIVERSAL MED 2.875%	2,360,000	12,063.16	284,690,644	12,115.52	285,926,276	2.875	2023/1/15	0.79
スペイン	社債券	TELEFONICA EMIS 4.71%	1,800,000	15,674.91	282,148,502	15,829.94	284,938,979	4.71	2020/1/20	0.78
アメリカ	社債券	GOLDMAN SACHS GP 1.375%	2,070,000	13,321.96	275,764,614	13,357.12	276,492,410	1.375	2022/7/26	0.76
アメリカ	社債券	NBCUNIVERSAL MED 4.375%	2,045,000	13,440.42	274,856,765	13,382.68	273,675,969	4.375	2021/4/1	0.75
イギリス	社債券	BARCLAYS BK PLC 5.75%	1,200,000	22,730.55	272,766,648	22,703.47	272,441,669	5.75	2021/8/17	0.75
イギリス	社債券	BP CAPITAL PLC 3.245%	2,150,000	12,476.63	268,247,713	12,450.67	267,689,539	3.245	2022/5/6	0.74
アメリカ	社債券	GEN ELEC CAP CRP 6.75%	1,615,000	16,153.33	260,876,317	16,419.81	265,180,091	6.75	2032/3/15	0.73
イタリア	社債券	SNAM 3.875%	1,760,000	14,739.46	259,414,557	14,759.69	259,770,548	3.875	2018/3/19	0.71
フランス	社債券	GDF SUEZ /VAR /PER	1,700,000	14,768.51	251,064,738	15,079.51	256,351,793	4.75	－	0.70
アメリカ	社債券	VERIZON COMM INC 3.5%	2,040,000	12,598.34	257,006,256	12,530.93	255,630,975	3.5	2021/11/1	0.70
アメリカ	社債券	KINDER MORGAN 5%	1,970,000	13,122.57	258,514,750	12,915.50	254,435,424	5	2021/2/15	0.70
オランダ	社債券	BHARTI AIRTEL IN 4%	1,695,000	14,495.24	245,694,475	14,568.14	246,930,092	4	2018/12/10	0.68
アメリカ	社債券	CITIGROUP INC 3.875%	1,915,000	12,734.19	243,859,824	12,661.76	242,472,847	3.875	2023/10/25	0.67
オランダ	社債券	RABOBANK NED NY 1.7%	1,910,000	12,457.32	237,934,903	12,398.31	236,807,892	1.7	2018/3/19	0.65
アメリカ	社債券	VERIZON COMM INC 4.75%	1,970,000	11,628.11	229,073,912	11,913.74	234,700,763	4.75	2041/11/1	0.64
アメリカ	社債券	21ST CENTURY FOX 6.2%	1,620,000	14,412.17	233,477,160	14,333.13	232,196,740	6.2	2034/12/15	0.64
オランダ	社債券	ENEL FIN INTL NV 1.966%	1,673,000	13,373.41	223,737,170	13,860.21	231,881,326	1.966	2025/1/27	0.64
アメリカ	社債券	KINDER MORGAN 5.625%	1,800,000	13,188.61	237,395,071	12,860.00	231,480,149	5.625	2023/11/15	0.64
アメリカ	社債券	CONOCOPHILLIPS 6.5%	1,400,000	15,302.26	214,231,767	15,412.98	215,781,820	6.5	2039/2/1	0.59
アメリカ	社債券	DUKE ENERGY CORP 3.05%	1,725,000	12,324.55	212,598,528	12,324.34	212,594,891	3.05	2022/8/15	0.58
オランダ	社債券	ACHMEA BV 2.5%	1,450,000	14,288.90	207,189,184	14,386.64	208,606,414	2.5	2020/11/19	0.57
アメリカ	社債券	ENTERPRISE PRODU 5.2%	1,500,000	13,821.80	207,327,030	13,734.93	206,024,052	5.2	2020/9/1	0.57

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率（2015年7月31日現在）

種類	投資比率（%）
社債券	95.70
合計	95.70

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。（2015年7月31日現在）

③ その他投資資産の主要なもの

（債券先物取引）

（2015年7月31日現在）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額	評価額（円）	投資比率（%）
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	US5YN 1509	買建	23	米ドル	2,751,734.49	2,747,781.25	340,834,786	0.94
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	US10YN 1509	売建	30	米ドル	3,782,297.1	3,805,312.5	472,010,962	△1.30
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	USULTRAB1509	売建	29	米ドル	4,480,500	4,607,375	571,498,795	△1.57
債券先物取引	カナダ	モントリオール取引所	CAN10YBD1509	買建	33	カナダ・ドル	4,656,960	4,698,870	448,601,118	1.23
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EUROBUND1509	買建	13	ユーロ	1,984,450	2,006,810	272,424,457	0.75
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EUROBUXL1509	買建	7	ユーロ	1,057,560	1,085,420	147,345,765	0.40
債券先物取引	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	LONGGILT1509	売建	16	イギリス・ポンド	1,863,680	1,863,040	360,386,457	△0.99

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（為替予約取引）

（2015年7月31日現在）

資産の種類	通貨	買建／売建	数量	帳簿価額（円）	評価額（円）	投資比率（%）
為替予約取引	米ドル	買建	11,810,000.00	1,443,858,980	1,464,676,200	4.03
為替予約取引	カナダ・ドル	買建	4,635,000.00	443,198,700	442,364,400	1.22
為替予約取引	スイス・フラン	買建	1,320,000.00	169,606,800	169,276,800	0.47
為替予約取引	オーストラリア・ドル	買建	1,095,000.00	99,239,850	99,130,350	0.27
為替予約取引	ユーロ	売建	10,080,000.00	1,358,768,925	1,368,360,000	△3.76
為替予約取引	イギリス・ポンド	売建	5,915,000.00	1,105,099,450	1,143,901,850	△3.14

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

＜参考情報＞

基準価額・純資産の推移（2015年7月31日現在）

※分配金再投資基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものとして算出。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

2014年7月	0円
2015年7月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況（2015年7月31日現在）

組入上位10銘柄

	銘柄名	償還期限	利率（%）	国名または地域	投資比率（%）
1	AT&T INC 3%	2022年2月15日	3.000	アメリカ	1.70
2	JPMORGAN CHASE 3.2%	2023年1月25日	3.200	アメリカ	1.62
3	VERIZON COMM INC 6.55%	2043年9月15日	6.550	アメリカ	1.12
4	MORGAN STANLEY 2.375%	2019年7月23日	2.375	アメリカ	1.11
5	AMERICA MOVIL SA 3.125%	2022年7月16日	3.125	メキシコ	1.00
6	DIRECTV HLDGS/FN 5%	2021年3月1日	5.000	アメリカ	0.99
7	TELEFONICA EMIS 4.797%	2018年2月21日	4.797	スペイン	0.91
8	DEUTSCHE TEL FIN 6.5%	2022年4月8日	6.500	オランダ	0.80
9	NBCUNIVERSAL MED 2.875%	2023年1月15日	2.875	アメリカ	0.79
10	TELEFONICA EMIS 4.71%	2020年1月20日	4.710	スペイン	0.78

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に占める割合。
※ファンドの純資産総額に対し、マザーファンドを98.88%組入れております。

年間収益率の推移（2015年7月31日現在）

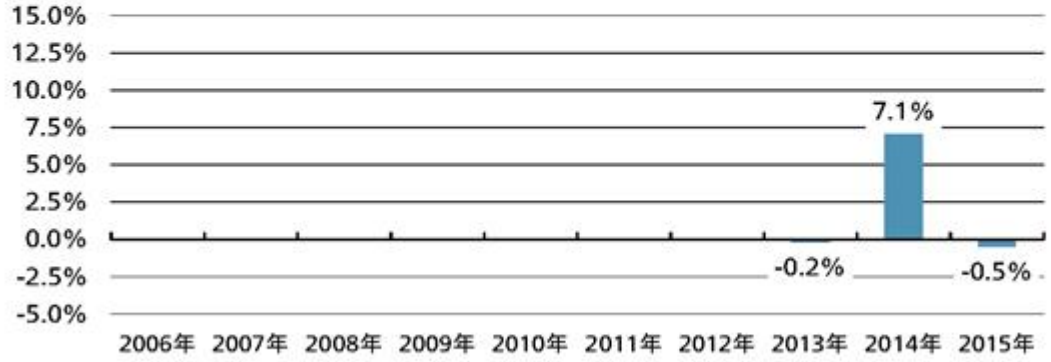

※2013年については、当初設定日（2013年11月15日）から年末まで、2015年については年初から7月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（申込期間）

平成27年10月10日から平成28年4月8日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（買付申込みの受付け）

・ 原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。

・ 「自動けいぞく投資コース」をご利用の場合、買付申込者は、販売会社と「自動けいぞく投資約款」に基づく分配金再投資に関する契約（同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を含みます。）を締結していただきます。

※ 買付申込者は販売会社に買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（買付単位）

・ 1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

※ 「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、1口単位とします。

※ 詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ　http://www.ubs.com/japanfunds/

委託会社の電話番号　03-5293-3700　（営業日の9：00～17：00）

（買付価額）

・買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。（基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口＝1円）

※「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、各計算期間終了日の基準価額とします。

（買付代金の支払い）

・ 販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込の販売会社にお支払いください。

（買付申込受付けの中止等）

・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは買付申込の受付けを中止すること、およびすでに受付けた買付申込を取消すことがあります。

（買付申込不可日）

・ 買付申込日が、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、買付申込は受付けません。

２【換金（解約）手続等】

（換金の受付け）

・　原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、換金申込が行われ、かつ換金申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。

（注）換金（解約）の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

（換金単位）

・　1円または1口を最低単位として販売会社が独自に定める単位とします。
※詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。
委託会社のホームページ　http://www.ubs.com/japanfunds/
委託会社の電話番号　　03-5293-3700　（営業日の9：00～17：00）

（換金価額）

・　換金申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
※ 換金時の費用や税金についての詳細は前記「第１　ファンドの状況　４ 手数料等及び税金」をご覧ください。

（換金代金の支払い）

・　原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお申込の販売会社でお支払いします。

（換金申込受付けの中止等）

・　金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは換金申込の受付けを中止すること、およびすでに受付けた換金申込を取消すことがあります。
・　前記の換金申込の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとして計算された価額とします。

（換金申込不可日）

・　換金申込日が、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、換金申込は受付けません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

（基準価額の算定）

・ 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。当ファンドの場合、1万口当たりで表示されます。
なお、外貨建資産（外貨建有価証券、預金およびその他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

（基準価額の算出頻度と公表）

・ 基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせ頂くことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくことも出来ます。
委託会社のホームページ　http://www.ubs.com/japanfunds/
委託会社の電話番号　　03-5293-3700　（営業日の9：00～17：00）

(2)【保管】

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。
ただし、後記「(5) その他[信託の終了]」に該当する場合は、この限りではありません。

(4)【計算期間】

原則として毎年7月11日から翌年7月10日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は翌営業日までとします。

(5)【その他】

[信託の終了]

（信託契約の解約）

a．委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

b．委託会社は、前記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c．前記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d．前記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e．前記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.からd.までに規定する信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

（委託会社の登録取消等に伴う取扱い）

a．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

b．前記a.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記[信託約款の変更]の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

（受託会社の辞任および解任に伴う取扱い）

a．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

b．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

[運用報告書の作成]

a．委託会社は、毎年7月の決算時および償還時に運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などのうち重要なものを記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める書面）を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

b．委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を電磁的方法により提供します。

c．前記b.の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から請求があった場合には、運用報告書（全体版）を書面により提供します。

[信託約款の変更]

a．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は[信託約款の変更]に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

b．委託会社は、前記a．の事項（前記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記a.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c．前記b．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d．前記b．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

f．前記b．からe．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g．前記a．からf．にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

[関係法人との間の契約書の内容について]

a．委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託の募集・販売等に関する契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約を含みます。）は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

b．投資顧問会社との投資顧問契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、当事者の一方が、相手方に30日前までに通知をなすことにより契約を終了させることができます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

① 分配金受領権

受益者は、分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。
なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込の場合は、原則として分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
ただし、受益者が分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

② 償還金受領権

受益者は、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。
償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日目まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

③ 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部解約の実行を請求する権利を有します。
受取代金の支払いは、販売会社の本・支店・営業所等において原則として、解約請求の受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

④ 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

第３【ファンドの経理状況】

ＵＢＳ 公益・金融社債ファンド（年1回決算型・為替ヘッジあり）

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドの第1期計算期間は信託約款第37条により、平成25年11月15日から平成26年7月10日までとなっております。

(3)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(平成26年7月11日から平成27年7月10日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】
ＵＢＳ 公益・金融社債ファンド（年1回決算型・為替ヘッジあり）
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成26年 7月10日現在	当期 平成27年 7月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	486,280	609,853
親投資信託受益証券	129,837,747	59,855,851
派生商品評価勘定	943,788	51,921
未収入金	200,001	450,004
流動資産合計	131,467,816	60,967,629
資産合計	131,467,816	60,967,629
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	367,409	1,671,344
未払金	2,019	175,348
未払受託者報酬	10,689	22,783
未払委託者報酬	213,776	455,747
その他未払費用	3,228	16,676
流動負債合計	597,121	2,341,898
負債合計	597,121	2,341,898
純資産の部		
元本等		
元本	124,469,358	55,285,081
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,401,337	3,340,650
（分配準備積立金）	5,549,972	2,311,140
元本等合計	130,870,695	58,625,731
純資産合計	130,870,695	58,625,731
負債純資産合計	131,467,816	60,967,629

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　平成25年11月15日 至　平成26年 7月10日	当期 自　平成26年 7月11日 至　平成27年 7月10日
営業収益		
受取利息	252	2
有価証券売買等損益	8,737,747	20,008,104
為替差損益	△2,330,941	△15,545,117
営業収益合計	6,407,058	4,462,989
営業費用		
受託者報酬	38,833	62,159
委託者報酬	776,691	1,243,252
その他費用	12,103	54,337
営業費用合計	827,627	1,359,748
営業利益又は営業損失（△）	5,579,431	3,103,241
経常利益又は経常損失（△）	5,579,431	3,103,241
当期純利益又は当期純損失（△）	5,579,431	3,103,241
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	29,459	3,513,210
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	6,401,337
剰余金増加額又は欠損金減少額	855,905	3,707,266
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	855,905	3,707,266
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,540	6,357,984
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,540	6,357,984
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,401,337	3,340,650

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)
1.有価証券の評価基準及び評価方法
親投資信託受益証券
移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法
為替予約取引
個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

3.収益及び費用の計上基準
為替差損益の計上基準
約定日基準で計上しております。

4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
金融商品の時価に関する補足情報
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 平成26年 7月10日現在	当期 平成27年 7月10日現在
1.計算期間末日における受益権の総数	124,469,358口	55,285,081口
2.計算期間末日における１口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0514円 (10,514円)	1.0604円 (10,604円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自　平成25年11月15日 至　平成26年 7月10日	当期 自　平成26年 7月11日 至　平成27年 7月10日
1.分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(2,702,136円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(2,847,836円)、信託約款に規定される収益調整金(851,365円)、および分配準備積立金(0円)より分配対象収益は、6,401,337円(１万口当たり514円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。	1.分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額(893,829円)、有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,206,643円)、および分配準備積立金(1,417,311円)より分配対象収益は、3,517,783円(１万口当たり636円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益および収益調整金相当額を充当する方法によっております。
2.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 報酬対象期間の日々におけるベビーファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の純資産総額に年率0.15%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額	2.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 同左

(金融商品に関する注記)

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自　平成25年11月15日 至　平成26年 7月10日	当期 自　平成26年 7月11日 至　平成27年 7月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、親投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、親投資信託受益証券、為替予約取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが親投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、公社債等、債券先物取引、為替予約取引です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 なお、為替予約取引は、信託財産に属する有価証券の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 平成26年 7月10日現在	当期 平成27年 7月10日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	前期 平成26年 7月10日現在	当期 平成27年 7月10日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	8,526,502	4,725,275
合計	8,526,502	4,725,275

(デリバティブ取引等に関する注記)
取引の時価等に関する事項
通貨関連
前期（平成26年 7月10日現在）

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売　建				
	米ドル	78,505,551	－	78,091,950	413,601
	カナダ・ドル	4,681,798	－	4,801,104	△119,306
	ユーロ	32,675,340	－	32,150,560	524,780
	イギリス・ポンド	11,537,280	－	11,779,976	△242,696
	合計	127,399,969	－	126,823,590	576,379

当期（平成27年 7月10日現在）

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売　建				
	米ドル	38,373,825	－	39,255,708	△881,883
	カナダ・ドル	2,194,314	－	2,152,125	42,189
	ユーロ	12,337,654	－	12,884,091	△546,437
	イギリス・ポンド	4,849,844	－	5,083,136	△233,292
	合計	57,755,637	－	59,375,060	△1,619,423

(注1)時価の算定方法
為替予約の時価
1.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
①計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。
イ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後２つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
ロ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
2.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)
前期（自　平成25年11月15日　至　平成26年　7月10日）
該当事項はありません。

当期（自　平成26年7月11日　至　平成27年　7月10日）
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期 自　平成25年11月15日 至　平成26年　7月10日	当期 自　平成26年　7月11日 至　平成27年　7月10日
元本の推移		
期首元本額	100,000,000円	124,469,358円
期中追加設定元本額	25,165,069円	48,025,810円
期中一部解約元本額	695,711円	117,210,087円

(4)【附属明細表】

第1　有価証券明細表
①　株式
該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考

親投資信託受益証券	ＵＢＳ 公益・金融社債マザーファンド	35,501,691	59,855,851	
合計			59,855,851	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第2　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

(参考情報)
当ファンドは「ＵＢＳ 公益・金融社債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券です。
なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「ＵＢＳ 公益・金融社債マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

ＵＢＳ 公益・金融社債マザーファンド

(1)貸借対照表

(単位：円)

	平成26年 7月10日現在	平成27年 7月10日現在
	金額	金額
資産の部		
流動資産		
預金	83,834,743	916,900,245
コール・ローン	205,753,138	369,698,929
社債券	25,292,446,725	34,240,920,935
派生商品評価勘定	63,080,135	51,558,649
未収入金	183,651,789	36,406,206
未収利息	353,444,242	395,754,666
前払金	22,501,368	23,613,541
前払費用	7,674,465	34,664,679
差入委託証拠金	35,097,956	36,313,500
流動資産合計	26,247,484,561	36,105,831,350
資産合計	26,247,484,561	36,105,831,350
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	34,659,127	62,213,656
未払金	86,920,467	8,330,274
未払解約金	166,200,000	270,450,000
流動負債合計	287,779,594	340,993,930
負債合計	287,779,594	340,993,930
純資産の部		
元本等		
元本	17,547,913,282	21,213,386,447
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	8,411,791,685	14,551,450,973
元本等合計	25,959,704,967	35,764,837,420
純資産合計	25,959,704,967	35,764,837,420
負債純資産合計	26,247,484,561	36,105,831,350

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)
1.有価証券の評価基準及び評価方法
社債券
個別法に基づき、原則として時価で評価しております。
時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、または価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。

2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法
(1)債券先物取引
個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。
(2)為替予約取引
個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準
信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。

4.収益及び費用の計上基準
有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益の計上基準
約定日基準で計上しております。

5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
(1)外貨建取引等の処理基準
外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
(2)金融商品の時価に関する補足情報
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成26年 7月10日現在	平成27年 7月10日現在
1.計算期間末日における受益権の総数	17,547,913,282口	21,213,386,447口
2.計算期間末日における１口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.4794円 (14,794円)	1.6860円 (16,860円)

(金融商品に関する注記)

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	自　平成25年11月15日 至　平成26年 7月10日	自　平成26年 7月11日 至　平成27年 7月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、公社債等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、公社債等、債券先物取引、為替予約取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 なお、為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。 また、債券先物取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として利用しております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	平成26年 7月10日現在	平成27年 7月10日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	平成26年 7月10日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	平成27年 7月10日現在 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
社債券	999,401,587	△843,754,323
合計	999,401,587	△843,754,323

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額です。

(デリバティブ取引等に関する注記)
取引の時価等に関する事項
通貨関連
平成26年 7月10日現在

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買　建				
	米ドル	2,101,608,562	－	2,096,594,500	△5,014,062
	カナダ・ドル	248,493,055	－	254,713,500	6,220,445
	スイス・フラン	181,913,940	－	177,902,400	△4,011,540
	オーストラリア・ドル	103,164,877	－	104,605,350	1,440,473
	売　建				
	ユーロ	2,206,192,880	－	2,163,077,700	43,115,180
	イギリス・ポンド	1,033,457,947	－	1,042,706,700	△9,248,753
	合計	5,874,831,261	－	5,839,600,150	32,501,743

平成27年 7月10日現在

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買　建				
	米ドル	1,312,713,332	－	1,313,779,950	1,066,618
	カナダ・ドル	461,740,091	－	443,198,700	△18,541,391
	スイス・フラン	171,343,524	－	169,606,800	△1,736,724
	オーストラリア・ドル	103,504,437	－	99,239,850	△4,264,587
	売　建				
	米ドル	250,892,280	－	251,691,300	△799,020
	ユーロ	1,185,765,906	－	1,175,407,200	10,358,706
	イギリス・ポンド	1,085,093,012	－	1,105,099,450	△20,006,438
	合計	4,571,052,582	－	4,558,023,250	△33,922,836

(注1)時価の算定方法
為替予約の時価
1.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
①計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。
イ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後２つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
ロ）計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
2.計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

債券関連
平成26年 7月10日現在

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	債券先物取引				
	買　建				
	US 5YR NOTE	584,319,501	－	580,929,615	△3,389,886
	EURO-BUXL FUTURE	145,452,384	－	149,355,360	3,902,976
	売　建				
	US 10YR NOTE	1,110,234,734	－	1,104,435,722	5,799,012
	US ULTRA BOND	260,649,260	－	258,194,114	2,455,146
	EURO-BUND FUTURE	661,874,598	－	673,857,954	△11,983,356
	LONG GILT FUTURE	593,890,808	－	594,755,435	△864,627
	合計	3,356,421,285	－	3,361,528,200	△4,080,735

平成27年　7月10日現在

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	債券先物取引				
	買　建				
	US 5YR NOTE	333,830,409	－	334,748,500	918,091
	US 10YR NOTE	950,211,989	－	955,397,321	5,185,332
	CANADA 10YR BOND	438,263,746	－	445,717,641	7,453,895
	EURO-BUND FUTURE	265,264,181	－	267,166,503	1,902,322
	EURO-BUXL FUTURE	141,663,071	－	142,379,302	716,231
	売　建				
	US ULTRA BOND	551,127,720	－	545,052,825	6,074,895
	LONG GILT FUTURE	349,450,675	－	348,433,612	1,017,063
	合計	3,029,811,791	－	3,038,895,703	23,267,829

(注1)
1.時価の算定方法
債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2.債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3.契約額等には手数料相当額を考慮しておりません。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)
自 平成25年11月15日　至 平成26年 7月10日
該当事項はありません。

自 平成26年7月11日　至 平成27年 7月10日
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	自　平成25年11月15日 至　平成26年 7月10日	自　平成26年 7月11日 至　平成27年 7月10日
1.元本の推移		
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	21,408,987,003円	17,547,913,282円
期中追加設定元本額	1,599,158,561円	8,462,598,482円
期中一部解約元本額	5,460,232,282円	4,797,125,317円
2.計算期間末日における元本の内訳		
ＵＢＳ 公益・金融社債ファンド（為替ヘッジあり）	15,624,333,921円	15,771,041,157円
ＵＢＳ 公益・金融社債ファンド（為替ヘッジなし）	1,835,815,573円	5,406,843,599円
ＵＢＳ 公益・金融社債ファンド（年１回決算型・為替ヘッジあり）	87,763,788円	35,501,691円
合計	17,547,913,282円	21,213,386,447円

(3)附属明細表

第1　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	米ドル	21ST CENTURY FOX 3%	1,350,000.00	1,320,802.20	
		21ST CENTURY FOX 6.2%	1,620,000.00	1,882,273.14	
		ABBEY NATL TREAS 4%	700,000.00	723,749.60	
		AETNA INC 2.2%	360,000.00	361,141.56	
		AETNA INC 3.5%	675,000.00	654,978.82	
		AIA GROUP 1.75%	1,250,000.00	1,240,362.50	
		AIA GROUP 2.25%	420,000.00	418,756.80	
		ALABAMA POWER CO 4.1%	500,000.00	475,310.00	
		AMER INTL GROUP 2.3%	660,000.00	660,188.10	
		AMER INTL GROUP 3.875%	315,000.00	280,457.41	
		AMER INTL GROUP 4.5%	360,000.00	342,207.72	
		AMERICA MOVIL SA 3.125%	2,980,000.00	2,957,590.40	
		AMERICA MOVIL SA 5%	630,000.00	698,670.00	
		AMERICAN EXPRESS 2.375%	350,000.00	349,236.30	
		ANADARKO PETRO 6.375%	900,000.00	988,587.90	
		ANADARKO PETRO 7.95%	885,000.00	1,154,667.46	
		AON PLC 4.75%	705,000.00	677,995.68	
		APACHE CORP 4.25%	1,650,000.00	1,436,424.00	
		APT PIPELINES 4.2%	625,000.00	612,500.00	
		AT&T INC 3%	5,120,000.00	5,009,945.60	
		AT&T INC 4.75%	770,000.00	702,897.58	
		AT&T INC 5.35%	1,500,000.00	1,475,860.50	
		AT&T INC 5.55%	1,100,000.00	1,127,865.20	
		BANK OF AMER CRP 2.25%	900,000.00	885,840.30	
		BBVA US SENIOR 4.664%	410,000.00	413,685.90	
		BERKSHIRE HATH 1.3%	400,000.00	400,493.60	
		BK TOKYO-MIT UFJ 2.35%	700,000.00	699,580.00	
		BNP PARIBAS 2.7%	1,265,000.00	1,299,729.31	
		BP CAPITAL PLC 1.375%	1,400,000.00	1,392,468.00	
		BP CAPITAL PLC 2.75%	760,000.00	728,763.24	
		BP CAPITAL PLC 3.245%	2,150,000.00	2,162,590.40	
		BRANCH BKG & TR 1.35%	390,000.00	390,030.81	
		BURLINGTON NORTH 3.05%	1,100,000.00	1,096,389.80	
		BURLINGTON NORTH 5.4%	1,365,000.00	1,501,033.17	
		CAN NATURAL RES 3.45%	350,000.00	354,368.00	
		CANADIAN NATL RE 3.9%	730,000.00	710,873.27	
		CANADIAN NATL RR 3.5%	485,000.00	414,031.40	
		CAPITAL ONE FINL 1%	1,100,000.00	1,100,508.20	
		CENTERPOINT HOUS 4.5%	100,000.00	102,945.50	

		CENTRICA PLC 5.375%	280,000.00	288,526.00		
		CHEVRON CORP 1.718%	1,400,000.00	1,410,267.60		
		CHEVRON CORP 2.355%	1,200,000.00	1,144,677.60		
		CHEVRON CORP 2.427%	320,000.00	324,182.08		
		CITIGROUP INC 3.875%	1,915,000.00	1,965,977.30		
		CNPC GENERAL CAP 3.4%	310,000.00	301,794.30		
		COMCAST CORP 4.75%	80,000.00	81,152.48		
		COMCAST CORP 5.15%	865,000.00	975,209.65		
		COMCAST CORP 6.4%	600,000.00	740,979.60		
		CONOCOPHIL CO 3.35%	450,000.00	444,547.35		
		CONOCOPHILLIPS 6.5%	1,400,000.00	1,727,118.40		
		CONSOLIDATED EDI 4.45%	500,000.00	548,343.50		
		CONSTELLAT ENER 5.15%	580,000.00	643,138.80		
		CONTL AIRLINES 7.25%	598,280.34	688,022.39		
		CRED SUIS NY 3%	1,330,000.00	1,325,238.60		
		DELTA AIR 20071A 6.821%	66,563.61	76,381.74		
		DELTA AIR 2010-2 4.95%	220,725.24	232,865.12		
		DEUTSCHE TEL FIN 6%	460,000.00	527,160.00		
		DEVON ENERGY 4%	500,000.00	523,761.50		
		DEVON ENERGY 5.6%	370,000.00	384,471.44		
		DIRECTV HLDGS/FN 5.15%	515,000.00	485,230.94		
		DIRECTV HLDGS/FN 5%	2,690,000.00	2,922,765.70		
		DNB BANK 3.2%	900,000.00	927,882.00		
		DUKE ENERGY CAR 6.05%	450,000.00	556,917.30		
		DUKE ENERGY CORP 3.05%	1,725,000.00	1,713,951.37		
		E.ON INTL FIN BV 6.65%	1,150,000.00	1,386,468.75		
		ELEC DE FRANCE /VAR /PER	400,000.00	407,000.00		
		ENABLE MIDSTRM 3.9%	600,000.00	552,025.20		
		ENBRIDGE INC 4.5%	150,000.00	123,389.85		
		ENCANA CORP 6.5%	660,000.00	745,063.44		
		ENEL FIN INTL NV 6%	600,000.00	672,949.80		
		ENERGY TRAN PTNR 6.05%	1,670,000.00	1,640,300.72		
		ENERGY TRAN PTNR 9%	212,000.00	254,950.56		
		ENTERPRISE PRODU 4.85%	1,250,000.00	1,173,292.50		
		ENTERPRISE PRODU 5.2%	1,500,000.00	1,671,453.00		
		ERAC USA FINANCE 5.625%	480,000.00	517,721.28		
		ERP OPERATING LP 3.375%	700,000.00	688,037.70		
		EXXON MOBIL CORP 1.819%	600,000.00	602,211.00		
		EXXON MOBIL CORP 3.567%	260,000.00	234,765.18		
		FEDEX CORP 3.875%	180,000.00	155,954.52		
		FIFTH THIRD BANK 2.875%	630,000.00	627,135.39		
		FIVE COR FND TRS 4.419%	695,000.00	720,864.42		
		FLORIDA PWR & LT 3.8%	785,000.00	733,158.60		
		FLORIDA PWR CORP 3.85%	350,000.00	323,846.95		

		FRANCE TELECOM 5.375%	600,000.00	613,437.00	
		GEN ELEC CAP CRP 4.375%	1,455,000.00	1,589,319.78	
		GEN ELEC CAP CRP 6.75%	1,615,000.00	2,103,162.82	
		GEN ELECTRIC CO 4.125%	425,000.00	408,945.62	
		GEORGIA POWER 5.4%	685,000.00	759,372.50	
		GS CALTEX CORP 5.5%	1,100,000.00	1,166,550.00	
		HARTFORD FINL 4.3%	265,000.00	250,684.17	
		HSBC HOLDINGS 6.1%	900,000.00	1,102,679.10	
		IBERDROLA FIN 5%	500,000.00	548,594.50	
		INTESA SANPAOLO 3.875%	385,000.00	396,970.42	
		JPMORGAN CHASE 3.125%	300,000.00	286,924.50	
		JPMORGAN CHASE 3.2%	4,550,000.00	4,504,481.80	
		KINDER MORGAN 5.3%	600,000.00	552,665.40	
		KINDER MORGAN 5.625%	1,800,000.00	1,913,859.00	
		KINDER MORGAN 5%	1,970,000.00	2,084,124.07	
		KINDER MORGAN EN 5%	980,000.00	852,274.64	
		LIBERTY MUTUAL 4.25%	770,000.00	792,884.40	
		LINCOLN NATL CRP 4.2%	1,300,000.00	1,368,369.60	
		LLOYDS BANK PLC 2.4%	650,000.00	650,203.45	
		MARATHON OIL COR 3.85%	570,000.00	557,087.79	
		MARATHON PETRO 4.75%	635,000.00	586,213.58	
		MIDAMERICAN ENER 5.75%	500,000.00	605,268.50	
		MIDAMERICAN ENER 6.75%	450,000.00	582,974.55	
		MONONGAHELA PWR 5.4%	380,000.00	421,233.42	
		MORGAN STANLEY 2.375%	3,260,000.00	3,264,035.88	
		MORGAN STANLEY 2.65%	780,000.00	781,737.06	
		MORGAN STANLEY 6.375%	600,000.00	735,103.20	
		NATL AUSTR BK LT 2.75%	500,000.00	513,765.00	
		NATL RURAL UTIL 10.375%	500,000.00	636,531.00	
		NBCUNIVERSAL MED 2.875%	2,360,000.00	2,295,151.92	
		NBCUNIVERSAL MED 4.375%	2,045,000.00	2,215,872.02	
		NBCUNIVERSAL MED 5.15%	1,125,000.00	1,266,320.25	
		NEXEN INC 6.4%	840,000.00	997,244.64	
		NIPPON TEL & TEL 1.4%	410,000.00	410,988.10	
		NOBLE ENERGY INC 5.05%	650,000.00	614,088.80	
		NOBLE HLDG INTL 3.95%	930,000.00	857,156.82	
		NOBLE HLDG INTL 4.625%	530,000.00	516,203.04	
		NOBLE HLDG INTL 5.95%	445,000.00	429,016.49	
		OCCIDENTAL PETE 1.5%	620,000.00	618,660.80	
		OCCIDENTAL PETE 3.125%	510,000.00	512,593.35	
		OCCIDENTAL PETE 4.625%	310,000.00	305,640.78	
		ONCOR ELECTRIC 7%	825,000.00	1,076,809.80	
		OPTUS FINANCE PT 4.625%	500,000.00	541,035.00	
		ORIGIN ENER FIN 5.45%	410,000.00	447,039.40	

		PACIFIC GAS&ELEC 4.6%	335,000.00	337,700.10	
		PACIFIC GAS&ELEC 5.125%	315,000.00	340,375.45	
		PACIFIC GAS&ELEC 6.05%	1,120,000.00	1,351,958.72	
		PACIFICORP 6%	800,000.00	979,868.00	
		PETROBRAS GLOB 5.375%	1,050,000.00	1,010,541.00	
		PHILLIPS 66 4.65%	870,000.00	850,618.14	
		PHILLIPS 66 PTNR 4.68%	435,000.00	376,730.01	
		PLAINS ALL AMER 3.6%	355,000.00	342,675.46	
		PLAINS ALL AMER 5%	500,000.00	543,484.50	
		PPL CAPITAL FDG 4.7%	230,000.00	230,057.50	
		PRUDENTIAL FIN 4.6%	870,000.00	837,926.58	
		PSEG POWER LLC 5.125%	350,000.00	387,159.85	
		QBE INSURANCE 2.4%	1,100,000.00	1,109,380.80	
		QTEL INTL FIN 3.25%	210,000.00	203,133.00	
		QTEL INTL FIN 3.875%	245,000.00	233,872.10	
		QWEST CORP 6.75%	490,000.00	536,550.00	
		RABOBANK NED NY 1.7%	1,910,000.00	1,918,211.09	
		REGENCY ENERGY P 5.5%	500,000.00	503,750.00	
		RELIANCE INDUSTR 4.125%	735,000.00	719,381.25	
		SAN DIEGO G & E 3.95%	450,000.00	433,684.35	
		SCHLUMBERGER INV 1.25%	1,030,000.00	1,030,494.40	
		SEMPRA ENERGY 6%	500,000.00	585,547.00	
		SHELL INTL FIN 3.25%	1,430,000.00	1,416,732.46	
		SHELL INTL FIN 4.55%	300,000.00	304,866.90	
		SHELL INTL FIN 6.375%	800,000.00	1,006,532.00	
		SINOPEC CAPITAL 3.125%	1,090,000.00	1,045,201.00	
		SOUTH NA GAS/ISS 4.4%	490,000.00	507,220.07	
		SOUTHERN CAL ED 4.5%	750,000.00	762,530.25	
		SOUTHWESTERN ENE 4.05%	205,000.00	211,114.12	
		SOUTHWESTN EL PR 6.2%	600,000.00	724,784.40	
		SUNCOR ENERGY 3.6%	500,000.00	497,570.50	
		SUNCOR INC 6.5%	900,000.00	1,091,562.30	
		SUNTRUST BANKS 2.35%	1,295,000.00	1,307,200.19	
		SVENSKA HNDLSBKN 5.125%	650,000.00	735,298.20	
		SWISS RE TREAS 4.25%	740,000.00	714,621.70	
		TALISMAN ENERGY 3.75%	1,365,000.00	1,361,087.91	
		TELSTRA CORP LTD 3.125%	560,000.00	545,255.20	
		TELSTRA CORP LTD 4.8%	580,000.00	647,645.40	
		TIME WARNER CABL 4.5%	510,000.00	407,580.78	
		TIME WARNER CABL 5.5%	900,000.00	832,239.00	
		TIME WARNER CABL 5%	1,495,000.00	1,591,239.13	
		TIME WARNER CABL 6.75%	110,000.00	115,116.98	
		TIME WARNER INC 3.55%	955,000.00	933,501.99	
		TOTAL CAP INTL 1.55%	1,300,000.00	1,313,026.00	

		TRANS-CANADA PL 2.5%	900,000.00	858,807.00	
		TRANS-CANADA PL 7.625%	600,000.00	800,263.20	
		UBS AG STAMFORD 1.375%	1,390,000.00	1,386,757.13	
		UNION PAC CORP 4.75%	280,000.00	292,514.04	
		UNITED PARCEL 3.625%	800,000.00	729,652.00	
		UNTD AIR 2014-1 4%	470,000.00	474,700.00	
		US BANCORP 1.65%	650,000.00	657,083.05	
		VALERO ENERGY 6.625%	1,430,000.00	1,615,010.54	
		VENTAS REALTY LP 3.5%	285,000.00	270,702.12	
		VERIZON COMM INC 3.5%	2,040,000.00	2,071,962.72	
		VERIZON COMM INC 3%	300,000.00	296,805.00	
		VERIZON COMM INC 4.5%	1,035,000.00	1,118,449.98	
		VERIZON COMM INC 4.75%	1,970,000.00	1,846,774.53	
		VERIZON COMM INC 6.35%	840,000.00	959,836.92	
		VERIZON COMM INC 6.4%	1,285,000.00	1,465,879.17	
		VERIZON COMM INC 6.55%	2,800,000.00	3,309,709.20	
		VIRGINIA EL&PWR 4%	650,000.00	611,919.10	
		VODAFONE GROUP 6.15%	470,000.00	496,177.59	
		WACHOVIA CORP 5.75%	500,000.00	552,704.50	
		WELLPOINT INC 5.1%	360,000.00	352,946.16	
		WILLIAMS PARTNER 4.3%	1,260,000.00	1,237,529.16	
		WILLIAMS PARTNER 5.25%	750,000.00	817,946.25	
		WPP FINANCE 2010 3.75%	470,000.00	469,029.45	
		XCEL ENERGY INC 4.7%	1,100,000.00	1,201,842.40	
		XCEL ENERGY INC 4.8%	450,000.00	464,273.10	
		XLIT LTD 5.25%	240,000.00	248,370.72	
		小計		174,672,895.76 (21,248,957,769)	
	カナダ・ドル	BANK NOVA SCOTIA 4.1%	615,000.00	647,761.90	
		BANK OF MONTREAL 6.02%	550,000.00	620,543.63	
		BELL CANADA 4.75%	350,000.00	350,909.12	
		CAN IMPERIAL BK 3.4%	630,000.00	637,583.68	
		HYDRO ONE INC 5.36%	885,000.00	1,091,294.84	
		ROGERS COMM INC 6.56%	600,000.00	749,375.55	
		ROYAL BK CANADA 2.98%	650,000.00	686,125.68	
		SHAW COMMUNICAT 5.65%	500,000.00	572,706.83	
		TELUS CORP 3.75%	395,000.00	408,771.85	
		THOMSON REUTERS 4.35%	400,000.00	440,219.55	
		小計		6,205,292.63 (593,908,557)	
	ユーロ	2I RETE GAS SPA 1.125%	160,000.00	158,644.80	
		ACHMEA BV 2.5%	1,450,000.00	1,526,255.50	
		AIGUES DE BARC F 1.944%	660,000.00	663,834.60	
		AMERICA MOVIL SA /VAR	450,000.00	477,594.00	

		AON PLC 2.875%	330,000.00	344,751.00		
		ASSICURAZIONI 2.875%	320,000.00	339,651.20		
		ATLANTIA 4.375%	250,000.00	286,050.00		
		AURIZON NETWORK 2%	670,000.00	650,750.90		
		AUSTRALIA PACI 1.75%	555,000.00	546,913.65		
		AUTOROUTES DU SU 2.875%	600,000.00	655,614.00		
		AUTOROUTES PARIS 2.25%	700,000.00	739,655.00		
		BAA FUNDING LTD 4.375%	1,000,000.00	1,059,520.00		
		BANCO SABADELL 3.375%	400,000.00	431,104.00		
		BANK OF AMER CRP 1.375%	855,000.00	852,392.25		
		BANK OF AMER CRP 1.875%	2,055,000.00	2,131,035.00		
		BBVA SENIOR FIN 3.25%	300,000.00	305,823.00		
		BG ENERGY CAP 2.25%	460,000.00	461,881.40		
		BHARTI AIRTEL IN 3.375%	120,000.00	125,421.60		
		BHARTI AIRTEL IN 4%	1,695,000.00	1,809,904.05		
		BRIT SKY BROADCA 2.5%	560,000.00	560,246.40		
		CAIXA GERAL DEPO 3.75%	500,000.00	541,745.00		
		CANAL DE ISABEL 1.68%	400,000.00	366,332.00		
		CDP RETI SPA 1.875%	610,000.00	608,682.40		
		CLOVERIE PLC 1.75%	390,000.00	384,220.20		
		DEUTSCHE TEL FIN 6%	370,000.00	401,562.48		
		DONG A/S /VAR	440,000.00	435,322.80		
		EDP FINANCE BV 2%	895,000.00	806,600.85		
		ELEC DE FRANCE /VAR /PER	100,000.00	103,879.00		
		ELENIA FINANCE 2.875%	880,000.00	939,910.40		
		ELIA SYSTEM OP 3.25%	500,000.00	569,080.00		
		ENEL FIN INTL NV 1.966%	1,673,000.00	1,648,155.95		
		GDF SUEZ /VAR /PER	1,700,000.00	1,849,464.00		
		GDF SUEZ 1%	400,000.00	371,744.00		
		GOLDMAN SACHS GP 1.375%	2,070,000.00	2,031,415.20		
		HEATHROW FNDG 1.5%	590,000.00	513,807.40		
		HOLDING D'INFRA 2.25%	400,000.00	394,192.00		
		HOLDING D'INFRA 5.75%	100,000.00	112,927.00		
		INFRA FOCH SAS 1.25%	400,000.00	398,664.00		
		INMOBILIARIA COL 1.863%	700,000.00	690,851.00		
		INTESA SANPAOLO 4.375%	600,000.00	668,112.00		
		JEFFERIES GROUP 2.375%	245,000.00	238,701.05		
		MET LIFE GLOB 0.875%	590,000.00	569,763.00		
		MET LIFE GLOB 1.25%	445,000.00	441,604.65		
		MICROSOFT CORP 2.625%	170,000.00	177,763.90		
		NET4GAS 2.5%	735,000.00	758,211.30		
		NOMURA EUROPE FN 1.5%	570,000.00	560,549.40		
		ORANGE 1.875%	500,000.00	519,860.00		
		ORIGIN ENER FIN 2.5%	1,345,000.00	1,384,381.60		

		PEMEX MASTER TR 5.5%	675,000.00	791,599.50	
		PETROBRAS 3.25%	240,000.00	227,066.40	
		PGE SWEDEN AB 1.625%	245,000.00	247,920.40	
		POHJOLA BANK PLC 1.125%	460,000.00	467,663.60	
		PRINC FIN GLOBAL 4.5%	850,000.00	899,784.50	
		REDEXIS GAS FIN 1.875%	1,005,000.00	881,304.60	
		REDEXIS GAS FIN 2.75%	910,000.00	961,105.60	
		REN FINANCE BV 2.5%	1,255,000.00	1,196,655.05	
		REN FINANCE BV 4.75%	355,000.00	403,031.50	
		REPSOL INTL FIN 4.375%	900,000.00	982,287.00	
		RWE AG /VAR	420,000.00	394,732.80	
		SAMPO OYJ 1.5%	380,000.00	381,121.00	
		SANTAN CONS FIN 0.9%	1,300,000.00	1,272,089.00	
		SANTANDER INTL 1.375%	600,000.00	606,966.00	
		SANTOS FINANCE /VAR	600,000.00	643,026.00	
		SCENTRE GRP TRST 1.5%	380,000.00	385,548.00	
		SGSP AUSTRALIA 2%	405,000.00	411,326.10	
		SNAM 3.875%	1,760,000.00	1,910,972.80	
		SPAREBANK1 SR 2.125%	850,000.00	888,607.00	
		STATE GRID EUR 1.5%	405,000.00	398,730.60	
		TDC 1.75%	240,000.00	218,988.00	
		TELEFONICA EMIS 3.961%	800,000.00	907,688.00	
		TELEFONICA EMIS 4.71%	1,800,000.00	2,078,442.00	
		TELEFONICA EMIS 4.797%	2,200,000.00	2,428,338.00	
		TELSTRA CORP LTD 2.5%	330,000.00	355,462.80	
		TENNET HLD BV /VAR /PER	340,000.00	369,787.40	
		TEOLLISUUDEN VOI 2.5%	895,000.00	894,471.95	
		TEOLLISUUDEN VOI 4.625%	540,000.00	589,059.00	
		TERNA SPA 4.125%	1,160,000.00	1,227,697.60	
		THAMES WATER UTC 3.25%	370,000.00	384,259.80	
		TOTAL CAP CANADA 1.875%	400,000.00	420,796.00	
		TOTAL CAP INTL 2.125%	1,400,000.00	1,479,884.00	
		TOTAL INFRASTRUC 4.339%	400,000.00	469,063.60	
		TOTAL SA /VAR /PER	630,000.00	588,640.50	
		TRANSURBAN FIN 1.875%	255,000.00	249,318.60	
		TRANSURBAN FIN 2.5%	365,000.00	386,239.35	
		UNICREDIT SPA 2.25%	535,000.00	544,892.15	
		UNICREDIT SPA 3.25%	1,000,000.00	1,064,700.00	
		WPP FINANCE 2013 0.43%	700,000.00	697,550.00	
		小計		62,321,361.13 (8,390,324,848)	
	イギリス・ポンド	ABN AMRO BANK NV 4.875%	555,000.00	610,422.30	
		ANGLIAN WAT FIN 4.5%	250,000.00	264,760.00	
		APT PIPELINES 3.5%	400,000.00	373,980.00	

		BAA FUNDING LTD 6.25%	410,000.00	457,113.10		
		BAA FUNDING LTD 6.75%	465,000.00	601,598.40		
		BARCLAYS BK PLC 5.75%	1,200,000.00	1,410,084.00		
		BRITISH TEL PLC 6.625%	300,000.00	328,095.00		
		BRITISH TEL PLC 8.5%	900,000.00	985,644.00		
		BUPA FINANCE 3.375%	220,000.00	225,500.00		
		CENTRICA PLC /VAR	330,000.00	322,340.70		
		CLOSE BROTHERS 3.875%	690,000.00	719,069.70		
		DEUTSCHE TEL FIN 6.5%	1,230,000.00	1,497,266.70		
		EDF ENERGY 5.5%	314,000.00	374,005.40		
		ELEC DE FRANCE 5.5%	300,000.00	350,718.00		
		EVERYTH EVERYWH 4.375%	280,000.00	298,533.20		
		GATWICK FND LTD 5.25%	600,000.00	678,006.00		
		GWYNT Y MOR OFTO 2.778%	286,539.78	277,006.60		
		KPN NV 5%	820,000.00	879,122.00		
		LLOYDS BANK PLC 7.5%	450,000.00	594,594.00		
		MANCHESTER AGF 4.75%	155,000.00	167,922.35		
		NATIONWIDE BLDG 2.25%	300,000.00	289,434.00		
		NATL AUSTRALIABK 1.875%	855,000.00	840,926.70		
		NATL GRID ELECT 4%	550,000.00	591,162.00		
		NATL GRID GAS 7%	300,000.00	397,761.00		
		NORTHERN GAS 5.625%	200,000.00	247,598.00		
		ORANGE /VAR /PER	500,000.00	509,550.00		
		QBE INSURANCE 6.125%	270,000.00	272,567.70		
		RABOBANK 2.25%	450,000.00	438,439.50		
		RWE FINANCE BV 4.75%	200,000.00	201,164.00		
		RWE FINANCE BV 6.125%	300,000.00	354,894.00		
		SCOTTISH & SOU /VAR /PER	232,000.00	232,656.56		
		SOUTHERN GAS NET 2.5%	160,000.00	150,395.20		
		SOUTHERN GAS NET 5.125%	175,000.00	192,573.50		
		SOUTHERN WATER 4.5%	200,000.00	217,744.00		
		SOUTHERN WATER 5%	400,000.00	446,824.00		
		SSE PLC /VAR /PER	260,000.00	252,057.00		
		SWEDBANK AB 1.625%	475,000.00	469,214.50		
		THAMES WATER UTL 5.125%	550,000.00	635,569.00		
		VERIZON COMM INC 4.75%	100,000.00	106,038.00		
		WALES & WEST 5.125%	600,000.00	630,192.00		
		WALES & WEST 6.25%	300,000.00	360,813.00		
		WESTERN POWER 5.25%	750,000.00	858,352.50		
		WESTERN POWER 5.75%	150,000.00	184,321.50		
		YORKS WATER BRAD 3.625%	350,000.00	354,655.00		
		YORKS WATER BRAD 6%	200,000.00	229,968.00		
		小計		20,880,652.11 (3,903,846,718)		

	オーストラリア・ドル	ADANI ABBOT POIN 5.75%	1,130,000.00	1,143,582.60	
		小計		1,143,582.60 (103,883,043)	
社債券合計				34,240,920,935 (34,240,920,935)	
合計				34,240,920,935 (34,240,920,935)	

(注)
1.通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額です。
2.合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に関わるもので内書きです。
3.通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券 時価比率	合計額に対する比率
米ドル	社債券	197銘柄	100.0%	62.1%
カナダ・ドル	社債券	10銘柄	100.0%	1.7%
ユーロ	社債券	87銘柄	100.0%	24.5%
イギリス・ポンド	社債券	45銘柄	100.0%	11.4%
オーストラリア・ドル	社債券	1銘柄	100.0%	0.3%

第2　信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成27年7月31日現在）

Ⅰ　資産総額	116,228,638 円
Ⅱ　負債総額	57,439,499 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	58,789,139 円
Ⅳ　発行済口数	55,281,929 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0634 円

(参考) ＵＢＳ公益・金融社債マザーファンド

Ⅰ　資産総額	43,717,680,112 円
Ⅱ　負債総額	7,328,867,503 円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	36,388,812,609 円
Ⅳ　発行済口数	21,131,562,755 口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.7220 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換の手続等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、委託者は当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】（平成27年7月末日現在）

a 資本金の額　22億円

b 会社が発行する株式総数　86,400株

c 発行済株式総数　21,600株

d 資本金の額の増減（最近5年間）　該当事項はありません。

e 会社の機構

① 経営体制

（取締役会）

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも３日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

② 投資運用の意思決定機構

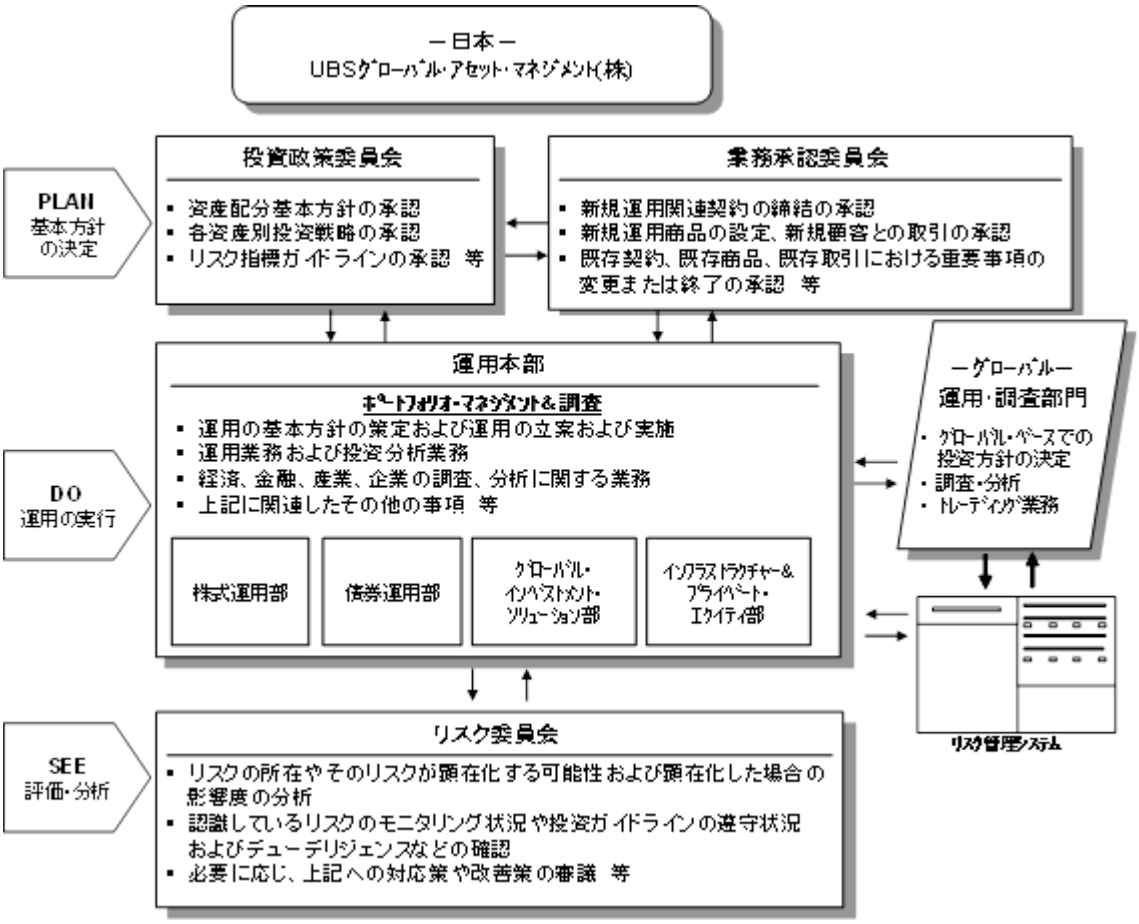

（平成27年7月末日現在）

※上記の体制は今後変更される場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。
委託会社の運用する証券投資信託は平成27年7月末日現在、以下のとおりです。(ただし、親投資信託を除く。)

種類	ファンド数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	84	1,237,050
合計	84	1,237,050

３【委託会社等の経理状況】

1.　財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2.　監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財 務 諸 表

(1) 【貸借対照表】

期別		前事業年度（平成26年3月31日）		当事業年度（平成27年3月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
（資産の部）					
流動資産					
現金・預金	*1		3,593,088		3,627,221
未収入金	*1		274,875		365,493
未収委託者報酬			1,471,950		1,344,669
未収運用受託報酬	*1		351,421		485,718
その他未収収益	*1		784,469		956,895
前払費用			-		10,799
繰延税金資産			95,700		113,200
その他			10,478		1,641
流動資産計			6,581,983		6,905,640
固定資産					
投資その他の資産			375,900		349,128
投資有価証券		-		11,241	
繰延税金資産		355,900		317,886	
ゴルフ会員権		20,000		20,000	
固定資産計			375,900		349,128
資産合計			6,957,883		7,254,769

期別		前事業年度（平成26年3月31日）		当事業年度（平成27年3月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
（負債の部）					
流動負債					
預り金			178,599		199,221
未払金			96,973		-
未払費用	*1		1,471,238		1,447,937
未払消費税			31,430		158,241
未払法人税等			593,891		718,078
賞与引当金			158,967		191,215
その他			7,719		20,114
流動負債計			2,538,821		2,734,808
固定負債					
退職給付引当金			145,141		72,056
固定負債計			145,141		72,056
負債合計			2,683,962		2,806,865
（純資産の部）					
株主資本			4,273,920		4,447,875
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			2,073,920		2,247,875
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		1,523,920		1,697,875	
繰越利益剰余金		1,523,920		1,697,875	
評価・換算差額等			-		28
その他有価証券評価差額金		-		28	
純資産合計			4,273,920		4,447,904
負債・純資産合計			6,957,883		7,254,769

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月 31日）		当事業年度 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月 31日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
営業収益					
委託者報酬			9,019,887		8,887,301
運用受託報酬	*1, *2		1,306,649		1,480,958
その他営業収益	*1, *3		2,316,745		2,792,222
営業収益計			12,643,283		13,160,483
営業費用					
支払手数料			4,407,229		4,440,767
広告宣伝費			86,395		114,732
調査費			95,783		95,977
営業雑経費			174,855		187,450
通信費		9,679		9,060	
印刷費		40,042		54,330	
協会費		13,793		11,618	
その他	*1	111,340		112,441	
営業費用計			4,764,264		4,838,927
一般管理費					
給料			2,583,994		2,821,793
役員報酬		219,904		407,807	
給料・手当	*1	1,636,386		1,713,861	
賞与		727,702		700,125	
交際費			98,959		55,946
旅費交通費			90,322		100,577
租税公課			36,099		39,492
不動産賃借料			248,841		230,699
退職給付費用			83,238		125,024
事務委託費	*1		1,990,735		1,942,904
諸経費			94,901		70,858
一般管理費計			5,227,092		5,387,297
営業利益			2,651,926		2,934,258
営業外収益					
受取利息		415		394	
為替差益		49,982		－	
雑収入		1,965		188	
営業外収益計			52,363		582
営業外費用					
為替差損		－		55,300	
雑損失		53		122	
営業外費用計			53		55,423
経常利益			2,704,235		2,879,416
特別損失					
ファンド関連費用償却損		98,750		－	
特別損失計			98,750		－
税引前当期純利益			2,605,484		2,879,416
法人税、住民税及び事業税			1,026,282		1,183,482
法人税等調整額			55,840		12,910
当期純利益			1,523,362		1,683,023

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度　（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）　(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
			繰越利益剰余金					
当期首残高	2,200,000	550,000	1,495,278	2,045,278	4,245,278	-	-	4,245,278
事業年度中の変動額								
剰余金の配当			△ 1,494,720	△ 1,494,720	△ 1,494,720			△ 1,494,720
当期純利益			1,523,362	1,523,362	1,523,362			1,523,362
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						-	-	-
事業年度中の変動額合計			28,642	28,642	28,642	-	-	28,642
当期末残高	2,200,000	550,000	1,523,920	2,073,920	4,273,920	-	-	4,273,920

当事業年度　（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）　(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
			繰越利益剰余金					
当期首残高	2,200,000	550,000	1,537,651	2,087,651	4,287,651	-	-	4,287,651
事業年度中の変動額								
剰余金の配当			△ 1,522,800	△ 1,522,800	△ 1,522,800			△ 1,522,800
当期純利益			1,683,023	1,683,023	1,683,023			1,683,023
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						28	28	28
事業年度中の変動額合計			160,223	160,223	160,223	28	28	160,252
当期末残高	2,200,000	550,000	1,697,875	2,247,875	4,447,875	28	28	4,447,904

［注　記　事　項］

（重要な会計方針）

1．　有価証券の評価基準及び評価方法

（1）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

2．　引当金の計上基準

（1）賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
5,902千円	2,528千円

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②　数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

3．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を支給倍率基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の平均支払見込期間等に基づく割引率から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更しております。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。
この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が21,321千円減少し、利益剰余金が13,731千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,201千円増加しております。
なお１株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

（貸借対照表関係）

*1　関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
現金・預金	200,740	1,305,956
未収入金	6,358	1,142
未収運用受託報酬	34,968	68,983
その他未収収益	140,489	221,501
未払費用	87,064	82,183

（損益計算書関係）

*1　関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 自　平成25年4月 1日 至　平成26年3月31日	当事業年度 自　平成26年4月 1日 至　平成27年3月31日
運用受託報酬	41,667	88,661
その他営業収益	287,882	419,532
営業雑経費　その他	42,504	59,889
給料・手当	11,082	18,538
事務委託費	223,284	288,634

*2　運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

（単位：千円）

	前事業年度 自　平成25年4月 1日 至　平成26年3月31日	当事業年度 自　平成26年4月 1日 至　平成27年3月31日
投資助言報酬	68,649	63,133

*3　その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度　（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

1．　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2．　配当に関する事項

（1）　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,494,720	69,200	平成25年3月31日	平成25年6月28日

（2）　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日

第19期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	1,522,800	70,500	平成26年3月31日	第19期定時 株主総会の翌日

当事業年度　（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1.　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2.　配当に関する事項

（1）　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,522,800	70,500	平成26年3月31日	平成26年6月28日

（2）　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
第20期定時 株主総会	普通株式	利益剰余金	1,684,800	78,000	平成27年3月31日	第20期定時 株主総会の翌日

（金融商品関係）

1.　金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2.　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度　（平成26年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,593,088	3,593,088	-
未収委託者報酬	1,471,950	1,471,950	-
未収運用受託報酬	351,421	351,421	-
その他未収収益	784,469	784,469	-
資産計	6,200,929	6,200,929	-
未払費用	1,471,238	1,471,238	-
未払法人税等	593,891	593,891	-
負債計	2,065,130	2,065,130	-

当事業年度　（平成27年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額

現金・預金	3,627,221	3,627,221	-
未収入金	365,493	365,493	-
未収委託者報酬	1,344,669	1,344,669	-
未収運用受託報酬	485,718	485,718	-
その他未収収益	956,895	956,895	-
資産計	6,779,999	6,779,999	-
未払費用	1,447,937	1,447,937	-
未払法人税等	718,078	718,078	-
負債計	2,166,015	2,166,015	-

（注）1．金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

（注）2．金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度　（平成26年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	3,593,088	-
未収委託者報酬	1,471,950	-
未収運用受託報酬	351,421	-
その他未収収益	784,469	-
合計	6,200,929	-

当事業年度　（平成27年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	3,627,221	-
未 収 入 金	365,493	-
未収委託者報酬	1,344,669	-
未収運用受託報酬	485,718	-
その他未収収益	956,895	-
合計	6,779,999	-

（有価証券関係）

その他有価証券

当事業年度　（平成27年3月31日）

重要性がないため記載を省略しております。

（退職給付関係）

前事業年度　（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

1.　採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユービーエス証券株式会社及びユービーエス銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2.　確定給付制度

(1)　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,140,689
勤務費用	136,345
利息費用	3,170
数理計算上の差異の当期発生額	△12,800
退職給付の支払額	△173,911
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,093,492

(2)　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	914,437
期待運用収益	3,397
数理計算上の差異の当期発生額	67,150
事業主からの拠出額	137,277
退職給付の支払額	△173,911
年金資産の期末残高	948,351

(3)　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

積立型制度の退職給付債務	1,093,492
年金資産	△948,351
小計	145,141
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	145,141
退職給付引当金	145,141
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	145,141

(4)　退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

勤務費用	136,345
利息費用	3,170
期待運用収益	△3,397
数理計算上の差異の費用処理額	△79,950
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	56,167

(注)上記の他、特別退職金15,800千円を退職給付費用として処理しております。

(5)　年金資産に関する事項

①　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	80%
株式	17%
その他	3%
合計	100%

②　長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)　数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　0.68%

長期期待運用収益率　0.58%

3.　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、11,271千円でありました。

当事業年度　（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）

1.　採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユービーエス証券株式会社及びユービーエス銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2．　確定給付制度

(1)　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,072,171
勤務費用	112,675
利息費用	6,298
数理計算上の差異の当期発生額	39,097
退職給付の支払額	△157,163
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,073,079

(2)　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	948,351
期待運用収益	3,907
数理計算上の差異の当期発生額	65,966
事業主からの拠出額	139,960
退職給付の支払額	△157,163
年金資産の期末残高	1,001,023

(3)　退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

積立型制度の退職給付債務	1,073,079
年金資産	△1,001,023
小計	72,056
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	72,056
退職給付引当金	72,056
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	72,056

(4)　退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

勤務費用	113,433
利息費用	5,540
期待運用収益	△3,907
数理計算上の差異の費用処理額	△26,869
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	88,196

(注)上記の他、特別退職金20,456千円を退職給付費用として処理しております。

(5)　年金資産に関する事項

①　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	55%
株式	19%
その他	26%
合計	100%

②　長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　0.68%

長期期待運用収益率　0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、16,371千円でありました。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
繰延税金資産		
未払費用	550	4,465
未払事業所税	2,550	2,381
減価償却超過額	14,100	49,028
未払事業税	41,350	49,425
株式報酬費用	190,850	137,233
退職給付引当金	149,200	99,100
賞与引当金	51,250	56,927
その他	1,750	32,541
繰延税金資産小計	451,600	431,100
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	451,600	431,100
繰延税金負債		
その有価証券評価差額金	-	△14
繰延税金負債合計	-	△14
繰延税金資産純額	451,600	431,086

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
法定実効税率	38.01%	35.64%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.75%	4.27%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.47%	1.36%
その他	0.30%	0.28%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.53%	41.55%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の純額は39,099千円減少し、法人税等調整額が39,100千円、その他有価証券評価差額金が1千円、それぞれ増加しております。

（セグメント情報等）

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

売上高

前事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,052,810千円	1,747,691千円	822,893千円	3,623,395千円

委託者報酬 9,019,887千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

当事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

日本	米国	その他	合計
1,147,499千円	1,912,589千円	1,213,091千円	4,273,181千円

委託者報酬 8,887,301千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。
（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

前事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,449,556千円	投資運用

当事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,966,974千円	投資運用

（注）委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1） UBSグループは、本店をスイスのバーゼルおよびチューリッヒに置き、世界の主要な金融センターを含む50カ国余で質の高い金融サービスを提供する、世界最大級の金融グループです。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

前事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)

親会社	ユービーエス.エイ.ジー　（ロンドン証券取引所他上場）	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	（被所有）直接　100%	金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ		現金　・　預金	200,740
							増加	4,362,681		
							減少	4,448,937		
							運用受託報酬	41,667	未収入金	6,358
							その他営業収益	287,882	未収運用受託報酬	34,968
							営業雑費用-その他	42,504	その他未収収益	140,489
							給料・手当	11,873	未払費用	87,064
							人件費（受取）	791		
							事務委託費	223,284		

取引条件及び取引条件の決定方針等

1.　人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。

2.　取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)

親会社の子会社等	ユービーエス証券株式会社	東京都千代田区大手町	464億円	証券業	なし	人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 給料・手当 人件費（受取）	314,152 221,417 1,697 44,445	未収入金 未払費用	267,549 287,158
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	8.9百万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	7,528	その他未収収益	2,589
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	20百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	137,339 301,212	その他未収収益 未払費用	6,505 73,611
	UBS Global Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	28,990 80,051	その他未収収益 未払費用	15,085 43,081
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	20,506 237,795 278,184	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	10,597 157,342 117,007
	UBS Global Asset Management Holding Ltd	英国・ロンドン	151.3百万英国ポンド	資産運用業	なし	人件費の立替	人件費（受取）	10,415	未収入金	967
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	1米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	32,630 433,120 353,109	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	5,199 155,072 78,157
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	772,377	その他未収収益	201,266
	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び兼業業務	その他営業収益	384,855	その他未収収益	102,441
	UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ	13百万ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	38,037	-	-
	UBS / Gemdale Investment Management Limited	モーリシャス共和国・ポートルイス	2万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	4,711	その他未収収益	3,676
	UBS Global Asset Management (HongKong) Limited	香港	150百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	22,144 32,153	未払費用	14,917
	UBS Global Asset Management (Deutschland) GmbH	ドイツ・フランクフルト・アム・マイン	7.6百万ユーロ	資産運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	3,878	未収運用受託報酬	3,878

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
   人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度　（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）

(1)　親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス.エイ.ジー　(ロンドン証券取引所他上場)	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有) 直接　100%	金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 その他営業収益 その他営業費用 事務委託費 人件費	 5,824,070 4,718,854 88,661 419,532 59,889 288,634 18,538	現金　・　預金 未収入金 未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	1,305,956 1,142 68,983 221,501 82,183

取引条件及び取引条件の決定方針等

1.　人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。

2.　取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	ユービーエス証券株式会社	東京都千代田区大手町	464億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費（受取）	309,864 202,840 80,974	未収入金 未払費用 その他流動資産	348,839 293,133 719
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	20百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	123,091 273,484	その他未収収益 未払費用	24,339 95,590
	UBS Global Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	40,251 67,984	その他未収収益 未払費用	10,025 26,168
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	11,447 334,687 302,386	その他未収収益 未払費用	220,013 138,670
	UBS Global Asset Management Funds Ltd	英国・ロンドン	26百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	22,129	その他未収収益	22,129
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	1米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	24,381 336,829 263,312	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	6,490 104,027 68,625
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	948,954	その他未収収益	252,642
	UBS O'Connor LLC	米国・ドーバー	1百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び兼業業務	その他営業収益	446,346	その他未収収益	53,466
	UBS Global Asset Management (HongKong) Limited	香港	150百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	108,575 34,482	その他未収収益 未払費用	38,950 9,033

取引条件及び取引条件の決定方針等

1.　事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。

人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。

2.　立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。

3.　取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
1株当たり純資産額	197,866円70銭	205,921円48銭
1株当たり当期純利益金額	70,526円02銭	77,917円77銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注)1. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
当期純利益（千円）	1,523,362	1,683,023
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,523,362	1,683,023
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従っております。
この結果、当事業年度の1株当たり純資産額が、635円69銭増加し、1株当たり当期純利益金額は、35円80銭増加しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実は発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成27年7月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000百万円 (平成27年3月末現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円 (平成27年3月末現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
UBS証券株式会社	46,450百万円 (平成27年3月末現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円 (平成27年3月末現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
髙木証券株式会社	11,069百万円 (平成27年3月末現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) マザーファンドの投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成27年7月末現在)	事業の内容
ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント(ＵＫ)リミテッド	125百万英ポンド	内外の有価証券等に関する投資顧問業務およびその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託者として、受益権の通知、信託財産の保管・管理・計算等を行います。
なお、受託会社は信託業務の一部を日本マスタートラスト信託銀行株式会社に再信託します。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売業務および一部解約金・償還金、収益分配金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。
ただし、ＵＢＳ証券株式会社は、運用に必要な最低限の資金のために、委託会社の関係会社が買付を行う場合の募集等の取扱いのみを行います。一般投資家向けの募集等の取扱いは行いません。

(3) マザーファンドの投資顧問会社

委託者から運用指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの投資顧問会社として、信託財産の運用指図を行います。

３【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) マザーファンドの投資顧問会社

該当事項はありません。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額：10,000百万円（平成27年6月末現在）
事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第３【参考情報】

当計算期間において、下記の書類が提出されております。

平成26年9月24日	有価証券報告書、有価証券届出書および有価証券届出書の訂正届出書
平成27年4月9日	半期報告書および有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成２７年6月２６日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　上 野 佐 和 子　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊　藤　志　保　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第２０期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成２７年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)１．上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年8月28日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　伊　藤　　志　保　印

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　湯　原　　尚　　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＵＢＳ公益・金融社債ファンド（年１回決算型・為替ヘッジあり）の平成26年7月11日から平成27年7月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳ公益・金融社債ファンド（年１回決算型・為替ヘッジあり）の平成27年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）　１．上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。